

大日本地震史料

卷之十二

弘化四年三月二十四日信州地震ノ一

弘化四年三月二十四日乙卯、是夜、信濃、越後二國、地大ニ震ヒ、連日止マズ、信濃ノ高井、水内、更級、埴科ノ四郡、及ビ越後ノ頸城郡等、災害最モ甚シク、松代、飯山、須坂、高田ノ諸城邑、概ネ壞損セリ、又岩倉山ノ兩角崩落シテ、犀川ヲ埋メ、下流水涸ル、コト二十餘日、既ニシテ決潰奔流シ、所在ノ村驛、屋舍漂倒シ、人畜ノ壓溺、勝テ算フベカラズ、

〔有所不爲齋雜錄〕

信州村々地震御届書寫、

私御代官所、當時御預り所、信濃國高井郡、水内郡村々之儀、當月廿四日夜戌の中刻より亥上刻へ掛け、大地震有之、夫より不絶震動いたし、折々震發致し、廿五日卯中刻、漸相鎮候處、地所割裂、泥水吹出し、潰家々、牛馬死失多く、家内不殘

死絶候者共有之、怪我人者夥敷、一村皆潰に相成候村々有之、前代未聞變事之趣、追々届出候に付、不取敢手代共差出申候、且陣屋元中野村之儀者、損家等有之候迄にて、陣屋別條無御座候、委細之儀は、追々可申上候得共、先此段御届申上候、

但此度之大地震、信州中一般之様子にて、支配所内には、未出火之趣は届出不申候得共、地震最中、所々之出火多相見、本多豊後守居城飯山町城下は、支配所最寄に有之候處、町家不殘震倒候上、所々出火にて、城下町、皆焼失致候由に御座候、以上、

「信州御代官」

未三月廿五日

高木清左衛門

御勘定所

信濃國高井郡水内地震災害一村限帳明尻、

村高四萬千貳百八十六石壹升貳勺、 九十一ヶ村、

家數六千八百七十貳軒、

人數貳萬九千貳百十五人、

一潰家貳千百九十五軒、

内

十三軒、

焼失、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

十六軒、

土中埋、

一 半潰家七百八十二軒、

御代官所、當分御預所、
信州高井、水内兩郡、

一 潰高札場十二ヶ所、

潰家貳千九百軒、

九十一ヶ村、

一 潰郷藏二十二ヶ所、

内、十六軒、土中埋、相知不申分、

一 潰堂、宮、寺、六十六ヶ所、

内

一 潰土藏三百三十一ヶ所、

潰家貳千六百六十三軒、

一 潰物置九百十四ヶ所、

半潰家七百三十七軒、

一 即死五百七十八人、

但半潰之分、木品悉く打碎不用立、潰家同様に御座

一 怪我人千四百六十人、

候、

一 即死馬百五十六疋、

潰高札場十二ヶ所、

一 即死牛貳疋、

潰郷藏二十二ヶ所、

×

潰堂、宮、寺、六十六ヶ所、

高木清左衛門

潰土藏三百三十一ヶ所、

潰物置九百十四ヶ所、

大地震之急難御救拜借金に付、伺書、

御代官所、當分御預所、

柏原、

總高五萬八千三百五十六石九斗二合二勺、

男女三十八人死失、

内、高一萬七千七十六石二斗九升二合、中野村外八十一ヶ村、無難之分、

死馬十五疋、

村高四萬千貳百八十六石六斗一升二勺、

潰家二千九百七十七軒、

内、七十七軒、身元可成之もの、并無難之もの、村々助合之分、除之、

右者、當二月廿四日夜大地震にて、私御代官所、當分御預所、
信濃國高井郡、水内郡村々、災害之始末、不取敢御届申上置、
早速手附手代共、手配差出、私儀も廻村いたし、村々災害之

様子見分仕候處、誠以絶言語候異變之體、恐怖仕、見に不忍、地面割裂、七八寸イ尺五六寸餘、數十間宛筋立開、右割目より、夥敷黒赤色之泥水吹出し、歩行相成兼候場所多く有之、其上所々山崩、土砂雪水押出、大石轉落、田畑共悉く變地いたし、多分之損地相見、村々用水路は、所々缺落、及大破、或は床違に相成候場所も有之、水乗不申、用水絶に相成候村々多有之、谷川等之分、大石土砂押出し震埋、所々缺落、大破に及、水行を塞ぎ、平一面に溢出し、泥水押流し、且潰家之儀は、何れも家並平押し潰、桁、梁、割目臍、イ木等其外建具類打碎、家財諸道具は悉く打こぼち、銘々貯置候雜穀之類は、俵物押崩し、散亂いたし、吹出候泥水を冠り、中には土砂に押し候分も有之、最初見廻り候頃は、村々共小前は勿論、村役人共迄、本心取失ひ、更に跡取片付之心得も無之、銘々潰家前に、家内一同、雨露之手當も○無之以下十八字、原本ニ缺ク、今藤川寛雜記ニヨリテ之ヲ補ヘリ、不致、途方にくれ、忙然イといたし居、私を見受、狼狽、頻に落涙難止、悶絶いたし、尋候答も出來兼、打伏居、小前老若男女共は泣喚居、怪我人共夥敷倒臥、苦痛罷在候有様、難申上盡、不便至極歎嗟仕、何之村々とも同様之次第にて、差當り夫食之備有之もの共も、潰家下に有之、殊に泥水を冠り、容易に取出候儀出來兼、小前末々に至り、夫食手當無之もの共は、尙更、吞水は用

水を用ひ來候處、泥水交に相成、飢渴に及候處、自他村々一般之奇難、助合候方も無之候間、當日救方夫食之手當等、及候丈けいたし遣候へ共、百ヶ村餘之儀、中々總體遠方迄、私之自力に届兼、身元可成之者共迎も、潰家災難に逢候者イ事にて、奇特之取計筋も出來兼、無據郷藏圍穀等を以、手代共手配廻村、爲相凌罷在、陣屋最寄村々之分は、中野村、松川村、寺院、社地境内へ小屋掛を致し、極難之者共救遣候儀に有之、且追々村々牛馬死失、怪我等相糺候處、男女死失五百七十八人、怪我人千四百六十人有之、右之内片輪に相成、農業相成不申者共、多分有之、斃牛二疋、斃馬百五十五疋、右之外善光寺へ參詣致し、三月廿四日夜、同所に止宿、地震其上出火にて燒死候もの、男女二百人餘有之、多分人絶に相成、災害村々之分、人別貳分七厘之減方に相成、支配所高五萬八千三百石餘之内、無難村々、高二分ならずは残り不申、高七分餘は災害村々にて、何とも歎ヶ敷儀御座候、差當り村々用水路、手入不仕候ては、吞水に差支、且田方用水肝要之時節に付、何れも難捨置、取繕不申候ては、苗田は勿論、無難之田地、植付にも差支候處、場廣大破之儀、中々郷村之自力に及不申、火災等之難共譯違、家々、田、畑、山林迄、覆候大災、就中、水内郡、高井郡は、大地震痛強く、捨置候ては、皆潰亡所に相成

候村方多、人命に拘り、末々御收納御國益を失ひ、不容易儀、
 迎も御救不被下置候ては、何とも可仕様無御座候、且右大地
 震にて、北國往來丹波島村渡船場より、凡二里半程川上、眞
 田信濃守領分、平林村地内、字虚空藏山、凡二十町程之處、山
 拔崩、犀川へ押出し埋り、川中を^(溜)切候に付、流水を堰留、水
 湛、當時、川上村々平地へ水開候得共、湛留切候ては、自然と
 押埋り候^(は)切場所、水力にて押崩可申、其節如何様之洪水に
 可相成哉氣遣敷、支配所千曲川縁村々、心得之爲申越候旨、
 信濃守家來々懸合有之、右故、當時千曲川、平水々七八尺減
 水いたし、犀川筋村々、心配いたし、山添高場へ立退、切開候
 は、如何可有之、數日洪水溜り候を、一時に押流し候は、
 水災異變出來可申と、殊之外人氣不穩、心配仕候儀に御座候
 間、前書申上候災害、艱難に陥り候次第、得と御賢察被下、相
 續方、并自普請所用水路大破に付、金貳千五百兩、書面之村
 村へ、急拜借被仰付被下度、左も無之候ては、迎も相續筋手
 段無之、萬一此上難澁に至り、心得違、人氣立候様罷成候て
 は、恐入、深心配仕候儀に御座候、支配所村々之もの共儀、年
 來、同國他之支配所に無之御國恩、并定免増米、上納相願候、
 實以良民共、空敷退轉爲及候段、歎ヶ敷奉存候間、御仁惠之
 御沙汰を以、年賦拜借被成下候様仕度奉存候、然る上は、右

拜借金高、村々割符に應じ貸渡、年賦返納等之儀は、別紙を
 以、追而相同候様可仕候間、急速伺之通拜借被仰付、御下金
 被成下候様仕度奉存候、依之災害村々一村分限帳一冊相添、
 ○一村分限帳ハ、未ダ得ル
 トコロナシ、猶調ブベシ、此段奉伺候、以上、

未四月

高木清左衛門

信州千曲川大洪水、始末申上候書附、

先達而先御届申上置候、犀川筋、眞田信濃守領分平林村地
 内、山拔崩^(は)切場所、當月十三日夜、大岩拔落切破、千曲川滿
 水之節、私儀、水内郡大地震災害村々爲見分、廻村仕、同日之
 儀は、千曲川縁内町へ夕七時頃着、百姓伴七方に止宿仕候
 處、間も無之、頻に南之方震動致候に付、不審に存、自然犀川
 山拔之場所、拔落候儀には無之哉、川筋見届差遣候處、立歸
 り、決て氣遣敷儀無之旨申聞、村々安堵之體には候得共、川
 縁之儀、急變之程難計、用意人足呼寄置、災害村々呼出、様子
 相尋、惡水假繕、田方植付方等、及理解候處、同夜六半時頃、
 俄に滿水、最早丹波島邊江水鼻來候趣、村々呼繼、聲高に爲
 知候に付、打驚、即座に其儘立退用意仕候處、呼寄置候人足
 は勿論、出合居候村役人共も立退、役人兩人殘居候、宿伴七
 は周章罷在候間、右兩人に具足爲持、御用書物、高張等は、家
 來に爲持、召連候手代共一同、即刻立退、支配所三方村は、廿

町程懸隔り、地高に付、同所へ向馳越候途中、振歸り見受候處、最早村々一圓に水入、三方村程近へ至候頃、水先參り、一町餘は水中を馳、漸高場へ上り、暫時手延に立退候はゞ、途中に於て、水災難遁、誠危儀に御座候、右村山手へ登り及見候處、丹波島、川中島邊、一圓水下に相成、月夜には候得共、何分水先量兼、急水之儀、村々百姓共、立退候間合無之、殊夕飯前之儀に付、夜通し潰家之木材を以、筏十三組相拵、船三艘用意申付、握飯を爲拵、夜明を相待、夫々手配、差向水中之屋根上、或は立木等に登り居候者共、高場に逃集候者共、不殘助遣し、支配所村々之者共は、三方村、并他領には候得共、最寄神代宿へ申談、寺院へ入置、日數十日之間、夫食手當致し遣、私儀は、同川通村々見廻候處、重疊三丈餘之水嵩、水勢強く渦卷流れ、家居、諸道具は不及申、根返り之大木、材木類等、夥敷押流、人民も多く藁家之上、材木等に取付、流れ參候間、助遣度候得共、右品々、川一面に急流に押流し候に付、船乗出、覆候を恐れ候も無餘儀、強て難申付、併可成丈は、船筏を以相助候様、用意爲致、川付村々江嚴敷申渡置候、誠に以前代未聞之大洪水、大地震之大災を受候上、折重り、又候水災に逢、兼而覺悟は致居候得共、未曾有之洪水有之、水入場、地震潰家之分、藁屋根浮上り、木品等之分は勿論、家財共多

く押流し、貯候無難之雜穀は、不殘水浸に相成候、災害窮迫に陥候始末、難盡申上、村役人共始、小前之者共、一同愁苦、狂氣之如く罷在候體、不便之至、俱に落涙仕候、且水入場作物之儀、麥作菜種共、十分之出來形に御座候處、泥冠に相成、秋作苗代、木綿、大豆等も生立方宜敷候處、同様泥冠、皆無に相成、如何共致様無御座、多分之損毛、猶又田畑共押堀、石砂入等之荒地出來、御普請所も悉及大破候段、追々届出、大地震之節之分と合し候ては、大造之儀に可有之、出水之儀は、追々引落、同十五日晝九時頃、(常)定水に三四尺程之水嵩に相成、内郷村々湛水も、追々引落候に付、歸陣仕候、存外早く引落候に付、水冠迄之麥、菜種之分、敢て障に不相成、實法(ト)可申哉に奉存候、内水引次第、猶又手附手代共差遣し、見分之上、時節後れに相成候共、無難之田方へ、植付苗粃再蒔、畑方之分は、毛替作等、可相成丈仕付爲取計可申候、依之此段申上候、以上、

四月(廿三日)

高木清左衛門

御勘定所

(藤川寛雜記)

御代官高木清左衛門より、地震之儀、再御届書、

去月晦日御届申上候、私御代官所、當分御預り所、信濃國高

井郡、水内郡村々之儀、去月廿四日夜大地震、異變之始末、御届申上候後、震止不申、今以折々震動致し、晝夜十四五度づつ震立、尤間には強事も有之候間、村々共恐怖致、後取片付は勿論、農業之心付も無之、周章立騒罷在候間、安堵仕候様、私并手附手代共、村々廻村、精々利解申聞、耕作者後れ不相成様爲致候、且去月廿七日、眞田信濃守家來より掛合越候は、右大地震にて、北國往還丹波島村渡船場より、凡貳里半程川上、同人領分平林村地内、字虚空藏山、凡二十町程之處、山拔崩、犀川へ押出埋立、川中を切候に付、流水を止め、水湛、當時、川上平地へ水開居候へ共、湛溜切候は、自然と押埋候切場所、水力にて押崩可申、其節如何様之洪水可相成哉、氣遣敷、支配所千曲川縁村々、心得置候様、申越候儀も有之、右故、當時千曲川、平水より七八尺減水いたし居、川筋村村心配致、山添高場へ立退居、悲歎罷在候、切開候は、如何可有之哉、數日湛溜候を、一時に押流し候は、又候水災之異變出來可申と、殊外人氣不穩、心配仕候、地震之儀は、最早相止可申哉に奉存候、依之此段御届申上候、以上、

未四月四日

高木清左衛門

北國往還牟禮宿外三ヶ宿、大地震にて、繼立指支候趣、

御届書、

覺

一村高千三百六十七石九斗三升八合、

信州水内郡牟禮宿、

一家數百八十九軒、

一潰家百八十九軒、皆潰、内十軒、燒失、

一死失男女八十八人、外死馬十五疋、死牛二疋、

一村高三百九十八石六斗五升貳合四勺、

同州同郡大古間宿、

一家數百九軒、

一潰家百七軒、

一死失男女十六人、外死馬十三疋、

一村高千三百六十五石九斗、

一家數貳百七十四軒、

一潰家百五十四軒、

一死失男女三十八人、外死馬十五疋、

一村高九百四十八石貳斗三升八合、同州同郡野尻宿、

一家數三百三十三軒、

一潰家百四十三軒、

一死失男女十七人、外死馬十四疋、

右は、私御代官所、信州水内郡北國往還牟禮宿、外三ヶ宿之

儀、當二月廿四日夜戌の中刻頃より、翌廿五日夜上刻迄、前代未聞之大地震にて、書面之通、家居皆潰に相成、牟禮宿之儀は、潰家に相成候後、及出火、燒失家出來、人、牛、馬、即死多、怪我人夥敷、宿内及亡所候に付、御朱印、御證文之外、人馬繼立出來不申候旨、届出候間、早速爲見聞、手代差出申候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、

未四月

高木清左衛門

御勘定所

〔信越地震記〕

當三月廿四日之大地震に而、犀川上手眞田信濃守領分平林村内、字虚空藏山拔崩、犀川江押入、川中を埋立、流水を塞ぎ候(上カ)付、其節々當月十三日迄、日數廿日之間、川々村々江水開張(遮)

罷在候處、兼而心得方申置候、高木清左衛門支配所、信州高

井郡立ヶ鼻村渡船場々、同日五ツ時頃々注進申出候は、俄(衝カ)

に千曲川筋出水之水相湛イ先、暫時相嵩、右は犀川押埋候場所、

切破候儀も可有之哉と存申立候付、不取敢清左衛門手代夫

夫手配、川通り村々救手當爲相防差出候處、間合も無之、陣

屋件近村迄、内水湛入、家居水下に相成、中野村之儀は、地高

之場所に付、別條無御座候、追々人牛馬共逃參候儀に有之、

且千曲川之儀は、同夜九ツ時迄に、凡貳丈八九尺迄に水丈罷

成、川筋左右總越、内鄉村々ども田畑は勿論、家居水冠りに相成、夜中之儀、水先眩と難見定、翌十四日明六ツ時頃迄に、凡三丈餘に暫居候間、水嵩重疊に有之、昨夜中々、家居、諸道具、材木等、夥敷流、石木品、并藁屋根上に取付縦居候人(右カ)民共、流候は夥敷候付、死失、怪我人、多分に可有之候、前代未聞大洪水之由、然る處同日朝五ツ時頃々、川表引口に相見江、内水も少々づゝ引落候様子に有之、此増減之程、如何可有之哉、水災之趣、最早村々總體に而は、多分之儀に可有御座、委細之儀は、追而可申上候得共、清左衛門儀、此節水内郡赤松村邊、災害之村々廻村中之處、川筋は勿論、往還共水下に相成、通路難相成、留守中之儀に付、先不取敢此段留守居之者々御届申上候、以上、

御代官

高木清左衛門手附元

未四月

小林甚右衛門

御勘定所

〔有所不爲齋雜錄〕

信濃國村々大地震之趣、先御届書、

當月廿四日、晝夜快晴、暖氣にて至極穩之日に御座候處、同

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

夜四ツ時頃、大地震にて、信州中之條私陣屋構煉塀、所々震倒し、其外陣屋元近邊村々、農家手弱之分は、下家廻り倒れ、嚴敷震動いたし、暫相立候處イ漸相鎮リ、夫より少々宛間を置、不絶震動、陣屋より北之方に當り、雷鳴之如き響有之、夜明迄之内、凡八十度餘之地震、翌朝少々靜に相成候得共、今以震動相止不申、支配所水内郡村々之内には、潰家、怪我人、死人等も有之由に御座候得共、未訴出不申、追々風聞之趣承り候處、同國川中島邊は、民家一村不殘、又は過半震倒れ、其上出火にて不殘燒失いたし候村々有之、一村三四十人位より凡三百人程も、即死、怪我人有之、善光寺町は、家並不殘震倒し、其上燒失之者、大造有之、都而往還筋は、此節善光寺供養に付、夥敷旅人泊合居、夫故死人も多分御座候由、山中邊は、手遠片寄候故、様子難相分候得共、犀川上手にて山崩有之、川中留切、流水更に無之、丹波島渡船場干揚り、步行渡いたし候由に御座候、越後國表之儀は、如何に御座候哉、様子相分不申、右者、風聞迄之儀にて、未暄と難相分候間、早速手代差出、支配所、其外見分吟味之上、外最寄村々損亡をも風聞相糺し、委細之儀は、追々可申上候、且御預陣屋、同國佐久郡村々之儀も前同時、大地震いたし候へども、善光寺邊とは里數も相隔、次第に相劣候哉、陣屋并支配所、其外最寄私領村々共、纔

宛之破損家等有之趣に候得共、爲差儀も無之、怪我人、亡所等無御座候、先不取敢此段御届申上候、以上、○原本、且御預陣屋以下百四字ヲ脱ス、今藤川寬雜記ニ據テ之ヲ補ヘリ、

未三月廿五日

川上金吾助印

御勘定所

(信越地震記)

信州地震之儀に付、再御届申上候、追々御届申上候、信州地震之儀、去月廿四日夜地震後、引續晝夜凡百五十度程も震動いたし候所、同廿七日々晦日頃迄は、日々百度位も震動、就中、廿九日、晦日、兩日は強有之、其後追々相弛み、當月朔日々同六日迄之所に而は、日々三四十度位宛も震動に而、最早此上は格別之儀も有之間敷哉と奉存候、

一私支配所、信州村々之儀、埴科郡貳ヶ村、潰家十貳軒、死人四人、更科郡一ヶ村に而、潰家五軒、死人一人、水内郡之内荒木村、外五ヶ村は、潰家五六軒程づ、死人兩三人宛有之、金箱村、外五ヶ村は、皆潰同様に而、死人は凡二三十人程宛有之、其餘同國村々、并高井郡村々之儀は、潰家一二軒程づ、死人は一兩人位宛も有之候、尤總體怪我人は夥敷、民家損候分、數多有之候、其外御普請所破損、田畑損地

等も御座候、且小縣郡、佐久郡は、爲差儀無御座候、且又御預り陣屋之儀は、中ノ條陣屋方も震動強、尤兩陣屋共、構堀損じ倒れ候迄にて、外別條無御座候、

一最寄寺領善光寺町之儀は、別而強く、町中過半潰候上出火に而、凡九分通り焼失、死人は夥敷、諸國之者、多集り居り候儀に付、旅人之生死は、宿帳も焼失故、取調之儀不行届、人數相分り兼候得共、土地之者、凡三千人程之死亡、旅人は凡二千人程死亡之由、風聞有之、尤本堂、山門は、別條無之、本坊は焼失不致半潰、焼失同様之由、且川中島一圓に、潰家、死人夥敷、總體五分通相潰、中にも松平伊賀守領分稻荷山村は、潰れ候上、不殘焼失いたし、旅人、并町之者共、凡五百人程死亡有之由、

一真田信濃守松代領内之儀は、格別之儀は無之候得共、城下町三分通、潰家に相成、死人も有之由、水内郡山中と唱候場所は、一郷之内凡五分通、潰家有之、犀川水内橋下に而、水北之方、長井村之内、枝郷櫻井、山南之方、平林村之内、枝郷岩倉山崩落、兩枝郷民家、不殘損亡、犀川留切、湖水之如く水溜り、川縁り村々、凡三里餘之村々、場所十五六ヶ村、水下に相成、流失死人は勿論、田畑損失所、夥敷有之由、風聞有之、右崩落候場所は、長八町程有之、南側高山

に而、追々水溜り候得ば、崩落候所方、瀧之様に相成流出候外、水之抜口無之候處、此節水面方高卅間餘も有之、川幅は六七町に茂相成居候得共、照り續故、格別には水溜り不申候、一晝夜に而、二三尺ならでは溜り不申候、然上は數日相湛申候間、先落水致間敷、川下村に而は、崩所恐怖いたし候得共、長八町餘之場所、崩落候勢に而強く打込、磐石之如くに而丈夫に候間、容易には押切申間敷、此上は、川下方水道細く堀割水拔致候外、手段有之間敷哉に付、右山中と唱候場所は、高三萬石餘に而、信濃守領分に御座候、

一松平丹波守城下松本邊、并堀長門守在所須坂町邊は、格別之儀無之、本多豊後守飯山城下は皆潰、其上焼失に而、死人茂敷多有之由、且又善光寺町方北國往還筋は、野尻邊迄は皆潰れ之由相聞、信州に而は、水内、更科兩郡、重に地震と相聞申候、

一越後國高田邊は、去月廿九日晝、強地震有之由、追々風聞仕候儀に御座候、

右支配所内外之様子、追々及承候趣、書面之通御座候、尤支配所内之儀は、兼而申上置候通、當時夫々取調中に而、未だ難申上候得とも、追々村方方訴出候趣を以、申上候儀

に御座候、且最寄私領等之儀は、追々承傳候風聞を以申上候、

未四月(十一日)

川上金吾助

御勘定所

信州佐井川御普請御用として、被越候御普請役兩人より之御届書、

御普請役

高崎兵八

西村覺内

御届

昨廿四日夜四ツ時頃、大地震に而、松平飛彈守知行(所脱カ)信州更科郡鹽崎村、高貳千九百石餘之村方に而、潰家千四百軒、怪我人多人數、即死人六十人程有之、私共旅宿之儀も震潰し、私共并小者兩人共、無難に立退、傳馬御證文之儀は持退候に付、別條無御座候、誠に古今稀成大地震に而、田畑共割、中には夥敷水を吹出し候場所も有之、鹽崎村御普請所之儀、堤石積等は荒増崩落、千曲川之儀も、常水が貳三尺増水仕候得共、此上異變無御座候は、格別之出水も有之間敷奉存候、右者鹽崎村に不限、近郷都而潰家、怪我人等も多分有之體に而、大

地震之節、四方遠近、一圓之出火に而、中にも稻荷山宿、并善光寺町之方者、今朝迄煙相見へ申候、昨夜も只今迄晝夜何十度となく鳴震、中には壁も落等程に震動いたし、且信州佐井川之儀、川上に而山崩致し候趣に而、大地震後、々に(今カ)至迄、少も通水無之候に付、一兩日之内には、何方も歟一時に大出水可有とて、同川附は勿論、低場之者共、追々逝去候趣御座候、右異變に付、此段御届申上候、以上、

三月廿五日

高崎兵八印

西村覺内印

御勘定所

信州千曲川通鹽崎村國役普請見分、并仕立御用中、大地震に付、及見分候趣、荒増申上候書付、

御普請役見習

西村覺内

一松平飛彈守西丸御側衆、知行所、信州更科郡千曲川通鹽崎村、國役普請見分、并仕立爲御用、同役高崎兵八一同、彼地に罷在候處、去月廿四日夜四ツ時頃より大地震にて、右鹽崎村高貳千九百石餘之村方にて、總家數六百軒餘有之候由之處、本家、并土藏、物置、離家、其外に而潰家拾立置候棟數にて、千四百五十軒之處、六七分通り潰家之趣、地頭役人、

凡取調申聞候、怪我人之儀は多人數に而、即死六十人程候趣申聞候得共、私共彼地出立迄に、追々潰家之中より掘出候死人も有之候由、尤旅人之儀は、人數早速には相分り兼候趣に御座候、私共旅宿も震潰、漸助命仕候得共、荷物其外共、家之下に相成、翌朝夜明に至り、掘出し候儀に御座候、鹽崎村之儀は、出火少々、二三軒焼失のみに御座候、大地震之節は、四方遠近一時に出火致し、土煙一同に相成、夜中何十度となく、山鳴震ひ、人聲夥敷、岩崩れ候響強く、田畑往來共、幅二三尺より四五寸位迄、豎横に地割、水吹出し、又は泥土等も吹出し、世もめつし候哉と存候様に御座候、右地割之場所、二三尺位段違に相成、泥砂を吹出し候場所は、匂ひ甚惡敷、硫黃之氣有之候哉、尤水吹出し候場所は、匂ひ無之候、

一 去月十日より、善光寺開帳に付、諸國より參詣之旅人夥敷、泊りも有之、一軒之旅籠屋に千二百四十人位泊り候由、右様群集之折柄、大地震にて、善光寺町は荒方震潰、其上出火にて、死人何程か數限り無之由、如來堂へ籠候旅人、凡三千人餘、是は無難にて立退候得共、衣類、其外路錢等は、何れも焼失候由、遠國之者杯は、別て難澁に及候様子に御座候、如來堂、并に山門のみ相残り、其外市中一同、

燒失致し候由承申候、死人之儀は、中々以相分がたく、噂には善光寺町許にて、即死凡二三萬人も可有之由、同町人別之者も、廿五日朝殘居候者、漸二三百人ならでは無之趣、噂に御座候得共、是又逃去候者も可有之儀にて、凡人數は相分り兼候得共、何れも大變成儀に御座候、

一 鹽崎村より西之方、隣宿上田領稻荷山宿之儀も、震ひ潰れ、其上出火にて、不殘致燒失、旅人其外即死人夥敷儀に御座候得共、是も人數相知れ不申候、噂には二三千人と申事に御座候、其外逆も燒失いたし候宿村々、死人多く有之候儀と被存候、

一 信州犀川之儀、廿四日夜大地震之節より流れ留り、廿六日晝頃、私共、彼地出立之節迄、一切通水無之、是は丹波島宿より川上へ七八里行、美濃路橋連刎橋有之候由、右前後之邊山崩出し、犀川を堰留候由にて、何時何方へ出水いたし候哉難計、同川附は勿論、低場之者共は、追々逃去申候、右に付往還へは、上田、松代等より役人出張いたし、善光寺之方へは、往來差留申候、噂には犀川水湛、信州松本邊、湖水之如くに相成、桔梗ヶ原と申處へ、水押ひらき、夫々諏訪之湖水へ入、天龍川へ流込候杯と申居、とりく噂候得共、多くは山崩候場所、十分水湛候は、押し切れ、一時に大

出水に可相成と奉存候、何れにも犀川のために、又々流家亡所夥敷儀と奉存候、私共地震後廿六日晝頃、彼地出立、途中地割候場所、漸通行仕候、飛彈守殿用人も引續致出立候處、鹽崎村山手の方より、夥敷人聲にて、追々寄集り、用人を取巻、中には親に分れ候も有之、妻子に分れ候も有之、助け呉よ、夫食を興へ呉よと、泣わめき候に付、彼地詰合ひ地代官^(衍カ)手代共呼寄、段々利解、手當方之次第等申聞、漸引取候儀に御座候、右之次第故、中々以急速御普請仕立難行届、差當り旅宿等も無之故、私共儀も、兩日兩夜野宿仕、漸彼地引拂候儀に御座候、尤地頭所より小屋掛其外手當いたし、人氣折合候上は、早速申越、尙又私共罷越、御普請仕立に取掛り候積りを以、中歸り仕候儀に御座候、

一此度之大地震、彼地にては十里四方と申居候得共、凡南北之方五六里程、暨十二三里を限り候様にて、其餘は格別之儀も有之間敷候哉と奉存候、私共鹽崎村を出立、千曲川を渡り、里數一里にて、松代領矢代宿^(屋)へ罷越候處、潰家數も三十軒程も有之趣、即死人も十二三人と申事に而、鹽崎より地割も少々輕き様子に相見へ申候、夫より三里罷越、川上金吾助御代官所坂本宿邊は、潰れ家、死人等無御座候得共、壁、建具等は震損じ、晝夜何十度となく震動いたし、一

同野宿致居候、夫より三里、上田町へ罷越候處、又一段輕く、尤晝夜野宿致居候様子に御座候、夫より二里半にて小諸町、夫より三里にて中山道追分宿に至り候ては、山崩候程之事は無之、大地震後も只折々少々宛震候迄にて、夫より碓井峠^(水)を江戸の方へ越候得ば、廿四日夜、餘程之地震有之而已に而、其後は更に地震無之趣に御座候、

右者、御用中、大變之儀及見聞候趣、荒増書面之通に御座候、委細之儀は、追々其場所より取調申上候儀と奉存候、以上、

四月三日
御普請役見習
西村覺内

〔有所不爲齋雜錄〕

御尋に付、書付を以奉申上候、

一去月廿四日夜地震、信州善光寺邊大鳴動之様子、風聞御尋に付、荒増奉申上候、

一御普請役高崎兵八様、御見習西村覺内様、三月廿八日夜、宿方御泊に付、御窺に罷出候處、大地震之次第御物語御座候は、信州稻荷山之内鹽崎村御普請所御滞留中、廿四日夜四ツ時過と覺候頃、殊之外大鳴動いたし、更に地震とは御覺無之、路次へ御出懸被成候處、其内に最早家震潰し、庭

上に有之柳之木へ取付被爲在、夜御明し被成候處、善光寺
又は稻荷山共、追々火災に相成、誠に眼を驚し候次第、益
益大鳴動にて、夜明迄、大柳木元に被爲在候由、御物語に
御座候、

一善光寺町、死失凡五六萬人程之由、

一御本堂相殘、右に相詰候參詣のもの、凡三千四百五人程、
助命之由、

一山門、相残り申候、

一鹽崎村、家數凡千軒程も御座候由、不殘震潰れ申候由、火

災兩三軒御座候得共、早速鎮火之由、死失凡六十人程、

一廿五日夜、右宿に御泊被成候處、犀川之儀、水内と申處に
て山押出し、せき留、更に流水無之、此後積水候はゞ、何様

之變地出來難計御物語に御座候、御同人様御荷物、屋根を
はぎ、御出し被成候由に御座候、

一越後飛脚九郎兵衛門と申もの、廿四日夜、矢代宿泊之處、

同夜大地震鳴動いたし候に付、同人立退可申處、戸明き不

申候に付、無據家に居候得共、度々轉飛、四ツ時過より夜

明迄鳴動いたし、乍去善光寺、稻荷山邊よりは、鳴動薄く

御座候由、

一矢代、戸倉、坂木邊は、大地地われ有之、一寸程宛口明き候

様子に御座候、矢代宿、十三軒程潰候由、

一上田は、軒端落候様子、

一稻荷山、不殘潰れ、凡十軒許残り候哉、其外不殘火災焼失、

死失人凡千人程、廿四日夜より廿六日八ツ時過迄焼、漸鎮

火之由、

一善光寺、御堂残り、仁王門、其外寺方不殘、山門残り、震潰

し、火災所々に初り、寺貳ヶ寺残り、焼失、死失、凡二三千

人程、

一松代表、十四五軒程潰れ、其餘御城下、七分通痛み候由、

一丹波島、犀川之儀、川上水内と申處、虛空藏こくうざう山崩れ押

出し、四十丈餘之土手と相成、犀川の流れを留、廿五日月

方より干方に相成、右渡し塙より六里程奥、水内みのち橋、夫

より一里程奥にて、積水に相成、一日に五寸宛も相増候様

子、山中凡三里四方も有之候哉、村々、浮島に相成、不殘山

上へ引越候様子、人數も多分死失之様子、山中凡四十ヶ村

も有之候哉、右様日々積水候得共、者カ何地へ變地候哉無覺

東、善光寺近在八十ヶ村程、稻荷山、八幡、上田、長瀬、又は

池田、大町、松本、平、百二十ヶ村程、善光寺、丹波島近在之

もの、西者無覺東、東山に住居、丹波島には、人一人も居不

申由、善光寺上關川より下丹波島迄、凡八里程之間、家居

不殘潰れ、火災にて一圓に野原と相成候由、(右故カ)大亂往還繼(立カ)合通路等、一切無御座候、

安中本陣

須藤内藏助

私在所信州松代、一昨廿四日亥刻頃より大地震にて、城内住居向、櫓、并圍塀等、夥敷破損、家中屋敷、城下町、領分村々、其外支配所、潰家數多、死失人夥敷、殊に村方には出火も有之、其上山中筋山拔崩れ、犀川江押埋、水湛、追々致充滿、勿論流水は一切無之、北國往還丹波島宿渡船場、干上りに相成、此上、右溢水、押出し方に寄、如何様之變地も難計奉存候、且今以折々相震申候、委細之儀は、追々可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

三月廿六日

眞田信濃守

私在所信州松代、去月廿七日亥刻頃より大地震之儀、先達て先御届申上置候イ四字ナシ通御座候處、其後今以相止兼、晝夜何ヶ度と申儀無之、折々相震イ二字ナシ、同廿九日朝、晦日夕、兩日共、三度強震有之、手遠之村方は相分兼候得共、城下町には、尙又潰家等も有之、近邊之山上より、巖石夥敷崩落申候、且兼て申上置候、犀川上手にて堰留候場所之儀は、更科郡之内、安庭村、山

平林村、兩村之邊に、岩倉山と申高山、半面宛兩端崩れ、一ヶ所は三十町程、一ヶ所は五十町程之間、川中へ押入、其邊押理候村方も有之、然る處多分岩石之儀に付、逆も水勢にては押切兼候様子、依之次第に湛、平水より凡七八丈にも可及、就夫數ヶ村水中に相成、其邊湖水之體に御座候、勿論種々手當申付候得共、大山、殊に岩石押入候儀に付、人力には何分届兼申候、且又川中島平地之者共は、右湛候水、何方へ一時に押出可申哉難計と恐怖仕、山手へ立退罷在候、丹波島宿等も、同様之儀にて、人馬繼立等も出來兼申候、猶精々手當申付置候得共、先此段御届申上候、委細之儀は、追て可申上候、以上、

四月朔日

眞田信濃守

右之通、御用番様へ御届仕候間、此段申上候、以上、

眞田信濃守内

四月三日

津田 轉

弘化四年四月十八日、御用番戸田山城守様へ差出候、私在所信州松代、先達て御届申上置候通、大地震にて、更科郡山平林村之内、岩倉山拔崩、犀川へ押埋、二ヶ所堰留、追々數十丈水湛留候處、一兩日前より水滿候得共、下之方堰留候場所へ水乘、未二丈餘も有之候處、俄に押破候と相見、昨十

三日夕七ツ時過、右山之方大に鳴動いたし、引續瀨鳴之音高く相聞候處、一時に激水、右川筋へ押出し、忽左右之土堤押切、或は乘越、防方も届兼候旨、川方役人共より追々致注進候處、間も無之、川中島數十ヶ村、一圓に水押、千曲川へ流込、逆流いたし、既に居城際迄、水多押上り、暮時頃より夜九時頃迄に、千曲川平水より二丈許り相増、川中島村は(脱カ)勿論、高井郡、水内郡之内、川添村々、水中に相成、瀬筋相立候様相見候處、數ヶ所有之、作物泥冠りは勿論、押流候ヶ所夥敷有之候得共、難見極、夜半過に及候て、漸水丈も相定候様子に候處、及曉次第に引水に相成申候、兼て村方之者共江、水防手當申附置候得共、俄に押出、未曾有迅速之大水、存外之儀にて、流家は勿論、溺死も數多可有之哉、其上多分之損地も出來可申と、心痛罷在候、委細之儀は、追而取調之上可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月十四日

弘化四未四月、眞田信濃守様御直書、殿中にて小普請支配岡村丹後守様御寫取被成候由、

但し眞田様は、此節御在邑中、

別紙之趣、信濃守様より申越候、御咄申上候様申來候に

付此段申上候、

三月晦日

去廿四日夜四時前、大黒天之晝大抵出來、未筆持居候處、大地震ゆり出し、例之餘り構ひ不申候間、其儘筆を持居候處、強く相成、内椽、外障子共、一同に倒れ候間、其儘縁側へ出候處、女共、九十郎、其外近習之者迄も、變事故、錠口より参り、奥之通りより表庭へ出、疊敷て其上へ居候内、家老初、三奉行杯も参り、其處にて逢候處、寺内多宮も出候處、忰多門臥り居候上へ、住居候處潰、梁之下に相成、瓦をはね、漸々出候處、少々怪我いたし候、恩田頼母忰も、はり下より引出し候由、其外家中一同、先づ無難、町方邊大方潰れ、死人廿人、怪我人は數不知、其後もゆり返申候、乍然初之程には無之候得共、何分にも内へ入兼、皆庭にて今朝迄暮申候、領分之事、未通路留り候處多く、知兼候、小松原村、矢代宿杯、潰れ家多、善光寺大門町邊、石堂と申所も出火、是もゆり潰れ候より出火、其外所々出火、今朝に至り候ても、未消不申、只今八ツ時前に候得共、未燒居申候、本堂、山門は残り、其外諸堂、社、大勸進も皆燒失、開帳にて旅人殊之外多く居候處、大方死候と之様子、犀川、何方にて山崩候哉、水參不申、足のくろぶし位にて涉候由、只今にも水出可申と、一統に恐、其邊之者は、山

へ登り候由、常之地震と違、時々山々音いたし、大鐵炮を發し候様之音致し候、夫より地震いたし申候、若や淺間之燒にては無之哉と存候、未知不申候、今日も又庭へ出居申候、稻荷山も皆燒候、仕合此方は出火無之、先少々安心致し候、其地如何と御案事申候、江戸迄之地震共不被存候、此方何れも無難、城中、格別之破損も無之候間、御安心可被下候、上田邊は如何不知、飯山も出火之由、風説申候、何事も未曾有之大地震、初て逢申候、今日は夢之様に居申候、乍去不快にも無之、必御案事被下間敷候、其地之事御案事申上候略

三月廿五日

猶々、此上地震も追々遠相成候事と存候、京都之地震之事杯承り居候間、七日位も懸り可申と、一同用心致候、未々迄も無難に有之、殊に快晴に付、先仕合、雨天にては、一統(候カ)難澁之事と、如斯認候内、又大地震一ゆり致候、けしからぬ事と存候、以上、

(轉變記)一名信濃國大地震
記、大森房吉所載

四月、眞田信濃守様御家來衆より承之、

三月廿五日より同廿八日迄訴、

一死人千九百七十一人、

一潰家三千九百七十一軒、

一半潰家九百七十一軒、
一怪我人六百八十一人、
一斃馬五十六疋、

四月三日訴、但廿八日
迄都合、

一死人二千七百廿六人、
一怪我人八百九十八人、
一斃馬百七十三疋、
一潰家五千三百七十七軒、
一半潰家二千百九十軒、
右之通に候と被申聞候、

(有所不爲齋雜錄)

弘化四年、松代大地震大略聞書、但津田氏
御咄之由、

一三月廿四日夜亥刻頃より大地震に付、君侯直に馬場へ御立退、其後度々相震、殊に同廿九日には、始之大地震に續ての大地震にて、中々御歸館難相成、四月朔日に、今以同所に被爲入、諸役所等も、矢張馬場之内に小屋掛いたし有之候由、

但平生御住居は、御城三ノ丸にて、右馬場は其裏之方に有之候由、是は四月朔日、二度目之御便迄之事に付、如斯、

一御城中破損有之候得共、格別之儀も無之、御住居向も御立關霧除杯落、其外損所有之候得共、是又格別之儀も無之、御家中潰家、破損家も有之、死人、怪我人も有之、得共、先少き方にて、其外御領中村方に至ては、一村丸に土中へゆり込候も有之、丸潰、半潰、破損所等夥敷、十萬石之内、御領中八分許は潰候哉に存候程にて、村方無難之處は、只三十ヶ村許にて、死人、怪我人も是又數多、先不取敢口上にて大數を届出候分、朔日迄之處、二千人、牛馬五百疋に及候、其外數多可有之、未中々御取調にも難相成趣、廿九日之地震にも、又々潰残り候家、餘程震潰候由、朔日に二度目之御届、御差出之由、

一第一可恐は、御城下に有之候、松本之方より流來候犀川と申大谷川、平生水勢強、兩方より山にて巖石相峙、洪水之節は、土俵、蛇籠等にて難支、中々人力には防可及處にあらず、夫が爲に、右川筋に二萬石許の荒地も有之、手に餘り候川に候處、川脇に岩倉山と申岩山有之、右之山、地震にて半分崩れ、川に脱落、岩石樹木共に其儘押出し、全體、川筋ヶ様に相成候處、彼山左右へ開落、川筋二ヶ所押埋り、一ヶ所は三十町許、一ヶ所は五十町許にて、流水少も不通、日々充満いたし、始は一日に八寸程宛増水いた

し、次第に相増、只今にては山間に押湛、一大湖之如く、目の届かぬ位の廣さに相成、朔日迄にて凡十丈許に相成り、埋り候山岸へは、未七丈許も有之、左右は勿論岩山にて、更に水之漏溢候處無之、其内山々少し低き所より溢出し候て、御城下に押來り、民家も押流し、御家中一同水附、御城下も危難に相成べく、左候は、甚難溢に及可申、若又愈何方へも不相漏、逆流致候は、松本方へ押戻り、同所邊一圓水冠に可相成、松本様にて、此節御心配之旨、又一ツには、右七丈許之押埋り候岸へ滿上り、岩石より瀧に成落出候は、先元之川筋方へ流行様に可相成、左候は、先無難に可相濟哉、未何とも不相分、御心配之事に候由、乍然御本丸は地高之場所にて、御別條も有之間敷、尤近邊に山も有之候御立退場所は、隨分有之候由に御座候、

一右山崩之節、麓之四ヶ村、一時に押埋、其外右川邊の村々、始震潰、又出火にて焼け、又は水にせまり、此節は右湖水中に相成、人民は家を捨、山へ上り、其外も追々火災を避、山へ登り居候者、多有之由、

一右水防も、御手當被成方も無之候得共、先成丈溢水之節之水路を開候御手當杯有之候得共、人夫も寄不申、御家老杯、騎馬にて馳廻り、御家中の子弟を集め出張にて、小山

震災豫防調査報告第四十六號

乙

を切り開杯いたし、種々御手當有之、尤最初より、御家中、火事具着用之由、

一 火災は、御城下には無之、村々許に候よし、

一 田の間、麥畑之儘突出し候て、小山に相成、又は原地、俄に高低出來、段違に相成候處之變地有之由、

一 全體拾萬石、皆御城付一纏に相成、善光寺邊も半分は御領地に有之、其外寺領之所々御支配にて、御領知同様に御座候由、此邊別て甚敷、殊に開帳にて、諸國より參詣旅人夥敷、一軒之旅籠屋にて、三百人も壓死致し候も有之由、

一 食物も不行届故、御上より種々御世話、焚出し等被下、且御城下に商賣いたし候もの、更に無之、上田、又越後邊より、飛脚にて取寄、甚不自由に候由、

一 御家中之人々、宅裏又は近邊之空地に、小屋がけいたし居候間、雨天杯には、殊之外難澁、今以外に居候事故、筆硯等も無之、御當地勤番の方へ、家内より之安否も、不申越候程之次第に御座候、

一 御近領にて、飯山は別て甚敷、御城は半潰、火事にて、御家中、町家共燒失候、是は猶更諸色一切無之、大難澁、且又犀川(千曲)と筑摩川との兩流、御城下へ流入、用水に相用候處、犀川右之通にて、流水絶切、筑摩川許に相成、此川小川故、大

に渴し、飯山一同、右之濁水にて飯を炊、飲水も夫を相用、誠に難澁至極之由、

未三月廿九日附之書狀、四月朔日松代御在所差出、同日着便書狀之内、端書(ほん脱カ)に申來る、

猶々、最早御承知も御座候、地震、誠に以大變成儀に御座候、御城下潰家多分、中町、鍛冶町、下之方多分潰れ、死人多、御家中にては、居宅并土藏等も無疵と申所は無御座候、何れも損じ多、潰家も御座候由、御殿向も大損、御廣間は、御立關之北東之所へ假小屋相立候、御用部屋は、櫻馬場に晝夜共相立申候、

殿様には、未御庭に被成御座候、犀川山拔ケ、未切不申候、右川中島は勿論、西尼寺杯も立拔申候、

昨日迄之村方訴、死人千五百七十一人、怪我人六百八十一人、斃馬五十六疋、潰家三千九百七十軒、半潰家も同様、此上猶訴も有之儀に付、誠に以前代未聞之事に御座候、廿四日之夜、地震に付出火、善光寺は廿六日迄燒申候、死人多、此節開帳に付、藤や何某と申候本陣にては、旅人四百人餘も泊り居、五十人許も助り申候位之由、其外認取(トリトマ)がたく、申上殘し候、以上、眞田家之文通、



信州善光寺より、江戸青山善光寺へ交通之寫、

急以飛脚致啓達候、廿四日夜四ツ時、大地震にて、宿内出火いたし、一時に連火いたし、御靈屋向、御殿、御寶藏、總て震潰し、何にても無殘燒失仕候、乍去御本堂、山内、(門カ)經藏は相残り申候、御寺領不殘潰れ、町家旅人共、死人數難計、御家來之内、蓮心寺順道、須田昌作、并孫兩人、西川夫婦、市彌即死、私共方にて、子供并家來死去仕候、私儀は漸々命助り候而已にて、立之儘に御座候、御殿向震潰し申候、火廻り候間、御什物御寶藏は不申及、諸書物、諸帳面類、持出し候間も無之、悉燒失仕候、乍去御靈屋御安置御尊牌は、辛じて持出し、無恙御守護申上候に付、御安心可被下候、今以鎮火不仕、一同愁傷許に御座候、未死亡人數等、其外騒動之儀、慥成事相分り不申、委細は飛脚より御聞取可被下候、

三月廿七日

蟻川義太夫

(異本に)

蟻川儀太夫

山形又兵衛

島 領 助 殿

吉田兵左衛門殿

私在所信州飯山、去月廿四日亥刻頃より大地震にて、城内住居向、櫓門、并圍塀等、夥敷破損、家中屋敷、城下町、領分村、潰家數多、死失○見集録、死失人ニ作ル、怪我人等夥敷、右に付、出火も有之、所々燒失仕、今以折々相震申候趣、在所役人共より申越候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月二日

本多豊後守

私在所信州飯山、去月廿四日亥刻頃より大地震にて、先達て御届申上置候通に御座候處、其後も相止兼、晝夜度々相震候趣に御座候、手遠之村方は、未相分兼候得共、城内、并家中、城下町破損所、左之通に御座候、一本丸、

一 渡櫓一ヶ所潰、

一 冠木門一ヶ所潰、

一 石垣崩貳ヶ所、

一 圍塀不殘倒、

一 土藏一棟潰、

一 同一棟半潰、

一 二重櫓一ヶ所損、

一 物置一ヶ所潰、

一二ノ丸、

一門一ヶ所半潰、

一圍塀不殘倒、

一住居向半潰、

一土藏三棟潰、

一腰掛一ヶ所潰、

一帯曲輪、

一武器藏一棟潰、

一同一棟半潰、

一番所一ヶ所同斷、

一圍塀西之方、東之方、倒、

一物置一ヶ所損、

一三ノ丸、

一門一ヶ所潰、

一櫓一ヶ所潰、

一土藏一棟同斷、

一圍塀不殘倒、

一西曲輪、

一門一ヶ所左右損、

一住居向半潰、

一土藏一棟同斷、

一稽古所一ヶ所損、

一圍塀倒、

一小屋一ヶ所潰、

一井戸イ舎上屋半潰、

一大手、

一門一ヶ所潰、

但二階門、

一同所左右圍塀倒、

一番所一ヶ所損、

一切通石垣崩、

一土藏二棟半潰、

一物置藏二ヶ所潰、

一圍塀西之方倒、

一中門一ヶ所潰、

但二階門、

一同所西之方圍塀不殘倒、

一板圍塀同斷、

一裏門一ヶ所損、

但二階門、

- 一番所一ヶ所半潰、
- 一物置一ヶ所同斷、
- 一多門イ一ヶ所一棟潰、
- 一同所圍墻倒、
- 一門一ヶ所潰、
- 一番所一ヶ所半潰、
- 一外廻り、
- 一稻荷本社、拜殿共潰、
- 一建家四ヶ所潰、
- 一番所一ヶ所潰、
- 一家中侍居室、
- 一四十四軒潰、
- 一六軒燒失、
- 一六軒半潰、
- 一四軒損、
- 一同門、
- 一十七ヶ所潰、
- 一二ヶ所燒失、
- 一三ヶ所半潰、
- 一八ヶ所損、

- 一同土藏、
- 一三棟燒失、
- 一二棟潰、
- 一五棟半潰、
- 一同侍并小役之者長屋、
- 一十八棟潰、
- 一十二棟燒失、
- 一三棟半潰、
- 一番所、
- 一三ヶ所潰、
- 一一ヶ所燒失、
- 一一ヶ所半潰、
- 一一ヶ所損、
- 一春屋一ヶ所潰、
- 一用會所一ヶ所同斷、
- 内
- 一土藏一棟潰、
- 一同一棟類燒、
- 但圍籾五百石、不殘燒失仕候、
- 一門一ヶ所半潰、

震災豫防調査報告第四十六號

乙

- 一 長屋一棟潰、
- 一 物置二ヶ所潰、
- 一 厩一ヶ所半潰、

内

- 一 門一ヶ所半潰、
- 一 馬場一棟同斷、
- 一 獻上藏一棟半潰、
- 一 作事小屋壹ヶ所同斷、
- 一 仲間部屋二棟焼失、
- 一 船藏一棟半潰、
- 一 侍分、并家内小使之者下々迄、
(中カ)イ役
- 一 即死八十六人、

内

- 男四十人、
- 女四十六人、
- 一 城下町之内、

- 一 御高札場一ヶ所焼失、
- 但御高札は、外し置申候、
- 一 番所一ヶ所同斷、
- 一 同ヶ所潰、

- 一 土藏一棟焼失、
- 但圍籾千石、不殘焼失仕候、
- 一 竈五百四十七軒焼失、
- 一 同三百十二軒潰、

内

- 七軒、山崩にて泥冠、
- 一 土藏百七十一棟焼失、
- 一 同五十棟潰、
- 一 土藏上屋許二棟焼失、
- 一 牢屋敷、(棟數以下、原本ニ缺ケタリ)

内

- 一 棟同斷、
- 但牢舎怪我人無御座候、

一 寺院、

- 一 本堂六ヶ所、焼失、潰共、
- 一 同六ヶ所半潰、
- 一 門三ヶ所同斷、
- 一 庫裡十ヶ所同斷、
- 一 同七ヶ所、潰、半潰共、
- 一 諸堂十七ヶ所、焼失、潰共、

右之外、物置燒失潰所等、數多御座候得共、未取調出來兼申候、

一城下町人即死三百二人、

内

男百三十八人、

女百六十五人、

外に

非人男一人、

穢多、一人、
二人、

一馬八匹死失、

右之通御座候、猶領分イ内之儀は、取調之上、追て可申上候得共、

先此段御届申上候、以上、

四月十三日

本多豊後守

〔信越地震記〕

私領分信州水内郡、當月十三日亥刻過、千曲川俄に出水仕、翌十四日明六ツ時頃、定水（常）に一丈三尺相増、川添村々、田畑水押入、晝頃方追々落引に相成申候、尤城内并家中江者、水入不申候得共、人馬怪我、田畑損毛、村方破損等之儀者、相知不申候、委細之儀者、追々可申上候得共、大地震後、猶又右様之出水故、不取敢先此段御届申上候、以上、

四月廿日

本多豊後守

飯山御家中宮本惣次郎と申仁より、平野氏へ到來書狀之寫、

廿四日夜五時過大地震乍恐二ノ九御殿始として、西御館、御門々、御櫓、御堀不殘、御家中御長屋不殘、其外町家不殘、一軒も無難之家は無之、士分之内、男女死去五十五六人、夫より以下は數不知、同長屋之内、死人無之分にて、平松條助殿、大納戸關治太夫殿、水野藤右衛門殿家内位之事に御座候、私方にて、母少々怪我いたし候得共、命にはさわり不申、今日頃は腰の少々立候様子に相成、安心仕候、燒失、御目付小西要人殿、亡、是は同人夫婦孫共三人死、梅木イ原久左衛門殿、同孫二人燒死、田中以下、脱文アリ、御側弓削孫九郎殿、死亡燒失、本多助之進殿、燒失、家來死、矢野傳次郎殿、亡燒、御側本多勘左衛門殿、燒、家内小供二人死、弓町長屋不殘燒、北町長屋不殘燒家、并死人は御座候得共略す、飯山中町、家不殘燒失、地震故土藏迄一つも助り不申燒、寺々御堂、適々無難に御座候得共、半潰に御座候、此節善光寺開帳にて、諸國より參詣御座候處、同所不殘燒、御堂、山門殘る、死人は何千人か知れ不申、同所藤屋と申宿屋一軒にて、五百人餘も死、外宿屋、皆右に準ず、在家は十軒之内六七軒は潰れ、高田表より昨日飛脚

參り、同所は潰家程之事は無之趣申聞、曲屋は澤山有之趣、先飯山よりは、少々輕御座候由、御實家は御案事被成間敷候、當所は大地割、砂水を吹出し申候、今日にて七日に相成候得共、未だ晝夜地震ゆり通しに御座候て、安心相成不申候、未何れも野宿に罷在候、天地開けて前代未聞之事に御座候、扱扱かゝる時節に生れ合せ候は、能々罪深き地獄之有様に御座候、私宅坏は、仕合燒失無之故、道具類は不殘掘出し申候、御案事被下間敷候、差當り困り候物は、水并油、蠟燭に御座候、一度に潰れ、直様火事故、町中之者、何一つ出不申人々多御座候、井戸々々は、不殘砂吹出し埋り候故、吞水に困り、大迷惑仕候、何事も是にて御察可被下候、以上、

四月朔日

本多豊後守様御在所飯山御家中内死人、

田中勇吉、祖母死、

佐久間伴右衛門、悴死、五歳、

佐久間伴右衛門、娘死、廿歳、

大久保八郎、男子死、

平松條助、死、

水野藤右衛門、妻死、

關 治太夫、死、

鈴木無手藏、妻死、

本多勘右衛門、妻死、

本多勘右衛門、悴死、

角田勇藏、妹死、

藤田伯祐、三男死、

鍋島榮助、母死、

佐々木鐵之進、悴死、

小田馬右衛門、次男死、

小田馬右衛門、妻、娘死、

伴 右衛門、死、

弓削孫九郎、燒死、

小西要人、死、

小西要人、妻、孫死、

梅原久右衛門、死、

梅原久右衛門、孫死、

田中源左衛門、死、

田中源左衛門、母、妻、厄介死、

堀 金太夫、母死、

中島儀兵衛、娘死、

本多 務、男子三人死、

文二郎、外二人、

伊奈五郎左衛門、母死、

伊奈五郎左衛門、次男死、

本多丑藏、母死、

本多丑藏、娘死、

淺山孫九郎、祖母死、

中條衛士、妻死、

今井舍人、母死、

伊奈三郎、悴死、

吉田平左衛門、娘死、

荒木七左衛門、妻、悴死、

○人數四十五人、

〔有所不爲齋雜錄〕

弘化四丁未四月二日、御用番戸田山城守様御登城前へ
差出す書付之寫、

私領分信濃國高井郡之内、一昨廿四日亥刻頃より地震強、陣
屋、并家來居宅、長屋向、破損數箇所、村々百姓家潰れ、其外
田畑地割、數箇所方砂泥吹出し、耕地江不殘押入、今以折々
地震仕候、於領分人馬怪我等無御座候、尤善光寺江參詣、又

は出稼等に罷越候者共之内、死失人も有之哉に相聞候得共、
未取調不行届候、委細之儀は、猶追々可申上候得共、此段御
届申上候、以上、

三月廿六日

堀 長門守

〔信越地震記〕

先達而先御届申上候、私領分信濃國高井郡之内、去月廿四日
夜、大地震御座候處、其節近領更科郡山平林村之内、岩倉山
拔崩候由、(而カ)犀川押埋、堰留候水、追々數十丈湛、右何方江可押
出哉、心配罷在候内、昨十三日夕七ツ時頃、俄に押破候哉、右
山の方鳴動仕候様子に而、無程一時に水押出、防方茂届兼候
様子に付、出役家來之者より、追々及注進候處、間も無之、犀
川、千曲川落合邊之村々、并に田畑迄一圓に水押冠申候村
村、綿内村と申所は勿論、谷川附近邊之村々之者共は不及
申、猶又家來共助成人、是等茂多人數差出、精々用意申付候
得共、夜中別而水勢強、防兼、流家、溺死等可有之、其上田畑
泥冠、且亡所損地等も多分出來可申哉、心配仕候、尤今朝に
至り、追々減水之趣に御座候得共、此之所如何可有之哉、難
計奉存候、未水中之儀に御座候間、委細之儀は、追而取調可
申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月十四日

堀 長門守

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

〔有所不為齋雜錄〕

伊賀守領分信濃國、去月廿四日亥刻頃より地震にて、更科郡之内稻荷山村は、人家震潰、右潰家より出火仕、一村荒増焼失仕、人馬繼立出來兼、其外小縣郡之内共、潰家并損所、人馬死亡等も有之、同廿六日に至り候ても、折々相震申候旨、在所役人共より申越候、委細之儀は、追而可申上候得共、右稻荷山村は、宿場之儀に御座候間、伊賀守在坂中に付、此段先御届申上候、以上、

松平伊賀守家來

未四月朔日

大島邦之助

私在所信州松本、去廿四日夜四時頃より地震強、翌廿五日は爲差儀も無之、間遠に相成候得共、今以相止不申、且城内無別條、侍屋敷、其外所々在町破損等御座候趣、遠在之儀は、未暇と相分兼候得共、先此段御届申上候、委細之儀は、追々可申上候、以上、

三月廿七日

松平丹波守

御代官小笠原信助より四月朔日届、

私御代官所、當分御預り所、越後國頸城郡村々、去月廿四日

夜四ツ時頃より地震強く、度々震返し等有之、川浦村陣屋本陣長屋向、柱くけけ(ヒカ)、壁損所夥敷、同村并に最寄村々、多分潰家等出來、即死人、怪我等も有之由、遠方村々は、未届出候得共、同様之趣相聞候間、委細之儀は、尙追々可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月朔日

小笠原信助

御勘定所

〔信越地震記〕

越後國大地震に而、支配所村々、田畑民家大破、死失、怪我人有之、救方手當之儀に付、御届書、

越後國之儀、去月廿四日夜四ツ時頃大地震、西方起り、東に震渡、場所に寄不同有之、私支配所頸城郡村々、潰、破損家、死失、怪我人多、山崩、田畑土砂入、用水、溜井、堤、破損いたし、危急之儀に而、一同山野に逃居候得共、引續晝夜數度之地震、寢食も難成、悲歎いたし罷在候處、又候廿九日晝九ツ時頃大地震、北方南江震渡、所々平地割、泥砂吹出し、家作其外押潰、全潰家に不相分茂、梁、鴨居、壁杯崩落、柱者折れ、修覆難成體、猶晝夜不相止、村々不殘菰張野宿いたし罷在候、其上惡黨共、其虛に乗じ、押込いたし、實に大變之有様、乍然當月二日頃、漸震止、追々急難之始末等訴出候間、手附

手代共差出、取締方、且見分取調中に御座候、然る處蒲原郡(千カ)水原村市島徳次郎、細山清七、佐藤左衛門、芋川徳太郎、和泉屋忠藏、下條村市島治郎七、佐藤伴左衛門、地震災難之次第及承、同支配之故を以、不取敢急難救方手當いたし度段申立、七人總代として、佐藤佐右衛門、外壹人、金子持參、遠路晝夜を不厭、早急に場所江立越、小屋掛料、并死失、怪我人江、手當金遣方取計中に御座候、未人數金高も不相定候間、追而取調可申上候様可仕候、右之通急難之儀は、前書七人之者共、差出金を以、夫々爲相凌可申上候得共、村々用水、悉損所出來、水絶、吞水にも差支候場所も有之、其上山崩、地割、泥砂押出し、田畑損所、多分出來、苗代之儀も、數日水干揚り、或は割損候場所は、吹出し候泥砂冠り候間、何れも不用立趣に相聞候間、相續方御救筋之儀ども、尙追々相伺候様可仕候得共、先差掛り之始末、御届申上候、以上、

未四月(十一日)

小笠原信助

御勘定所

越後國再度大地震之儀、御届書、

越後國之儀、去月廿四日夜四ツ時頃、大地震に而、私支配所、同國頸城郡村々、潰、破損家等多分出來、即死、怪我人有之、其段當月朔日、先御届申上置候處、其後晝夜數度之地震に有

之、同廿九日晝九ツ時頃、尙又地震強く、私出張同郡川浦陣家之儀は、尙又大破に相成、村々方も追々潰家大破之始末届出、且去午年御物成、當未御廻米、今町湊江川下げ、藏詰いたし置候處、藏所震潰、御廻米散亂いたし候段、届出候に付、早速爲取締、手代差出、潰家、其外爲見分、是又手代共差出置申候、委細之儀は、追々取調可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

未四月(七日)

小笠原信助

御勘定所

越後國頸城郡村々、地震に付、災害之始末、并奇特合救方仕候段、申上候書付、

御代官
當分御預り所

高三萬七千貳百五拾七石七斗七升四合、

家數八千八百六十五軒、

内四千五百九十六軒、

越後國頸城郡
百三十六ヶ村、

一家數千五百六十九軒、

内貳百九十三軒、
千三十四軒、
貳百四十八軒、

皆潰家、
半潰、
木品悉大破損家、

一潰郷藏、

一破損藏、

拾七ヶ所、

一高札場破損、三ヶ所、

但高札無難、

弘化四年

一 潰破損寺院、四十五ヶ寺、

一 半潰大破百姓持藏、四十三ヶ所、

外土藏、物置、納屋等家破損之分、數ヶ所有之候、

米岡村、今保新田、角川古新田、野村、

井ノ口村、鷓野村、今保村、本郷村、

沖柳村、越折村、神田村、高谷村、

平山村、大荒戸村、可山田村、

一 怪我人七十五人、内

是は居宅潰候節、梁、桁、鴨居等落、頭之上、肩、脊、手、

頭、其外所々疵受候得共、療治差加へ、農業渡世、差障可

相成體に無之分、

一同貳人、内男一人、今保村、大荒戸村、

是は梁、鴨居に而、手首を強打、當時療養罷在候得共、逆

も農業出來間敷體之分、

一 死失拾六人、内男九人、女七人、

川浦村、野村、井野口村、今保村、
本郷村、沖柳村、三村新田、可山田村、
米岡村、

川浦村百姓武右衛門忤清吉、

是は家作潰、臥り居候上は、
梁等落被押、即死にて在候、

井ノ口村常右衛門後家もみ、

是は臺所柱にて、脊中を押れ、療治差
加へ候得共、不行届、相果候旨申立候、

野村百姓榮三郎、

是は連子入口梁下に
相成、即死にて在候、

今保村百姓七郎左衛門、

是は臺所梁落、腰
を被押、即死候、

今保村百姓次郎兵衛、

是は臺所桁木にて、脊
中を折、即死罷在候、

井ノ口村常右衛門後家もみ娘すを、

是は寢間之柱にて、左の肩を被押、療養
差加へ候得共、不行届、相果候旨申立、

今保村百姓善吉女房かつ、

是は寢間之桁木にて、肩を
被押、即死にて在候、

今保村百姓惣兵衛娘しで、

是は寢間之梁にて、頭
を被押、即死にて在候、

本郷村百姓源助娘ほの、

是は家居潰、右腮を座敷
柱折突立、即死にて在候、

沖柳村百姓角兵衛母つよ、

是は寢間之出入候處、入口鴨居落、頭上へ腰を
強く打、療治不行届、翌廿五日相果候旨申立候、

三村新田百姓平右衛門、

是は臺所梁下に相成、脊
中を被押、即死在候、

三村新田百姓五右衛門、

是は臺所柱にて、頭
を被押、死在候、

三村新田百姓五右衛門母はる、

是は臺所桁下に相成、肩
の脊中を折、即死在候、

所山田村百姓與兵衛親子貳人、

是は四才に相成候娘を抱、連子にて、柙下に相成、脊中を被押、娘は手を押、兩人共即死罷在候、

米岡村百姓佐五兵衛娘みへ、

是は家潰、梁落、首を被押、即死罷在候、

(外カ)馬三疋、即死、但馬二疋、怪我、

一山崩、田畑泥水押入損地、

八拾八ヶ村、

是は、毎村不同は有之候得共、一村に取、多分之損地にも不相見候而、出情手入、引方不相願様可致旨、申渡置候分、

御普請所、

一用水、溜井、堤、破損所拾三ヶ所、七ヶ村、

三ヶ所 山本村、

是は、堤押拔、樋類及大破、當田方用水引入方、差支候旨申立、御普請願出候に付、見分之上、仕越御普請申付候分、尤困窮村方に而、自力難及、急破御普請被仰付候積、

外自普請溜居、壹ヶ所破損、

拾ヶ所、
(所カ)村岡村、可山田村、越板村、今保村、岡田村、末松村、

是は、堤缺落候處、時節柄之儀に付、何れも用水不溜置候而は、田方仕付に差支候儀に付、見分之上、夫々村詰申付置候得共、困窮村々之儀に付、手丈夫に難出來、

其儘差置候、(はと脱カ)以來用水差支候に付、當秋御普請被仰付積り之分、

右之外、堤、樋類、及破損候分、數ヶ所有之候間、可相成丈、村治之積り申渡、當田方用水差支不相成様、精々手入致居候得共、一旦堤押切、水不足に相成候儀に付、水筋浚方、其外取計罷在候、

一田反別壹町五反九畝步餘、貳ヶ村、

九反壹畝步餘、山本村、

内 是は、字菊安溜井貳ヶ所、同國道溜井壹ヶ所押拔、田方石砂入、損地相成候分、

六反八畝步、猿保村、

是は、山崩出來、潰地相成候間、精々手入、申越置候分、

一田刈壹町貳畝七步、猿保村、

(反別カ)是は、山澤も水出之場所に有之處、出水留り、耕作難出來田畑分之儀、願出候間、用水引入方、當時取計罷在候、

右之外、山崩所數ヶ所出來、泥水押出し候分有之候處、夫々手入方申渡、田畑共損地引方は、不相願候得共、仕付方手後に可相成旨申立候間、猶精々可致旨申渡、取計罷在候、

一田畑反別貳町壹反步程、熊澤村、

内 田反別壹町四反步程、

田反別七反步程、是は、山腰は谷合は下り、場廣之耕地、山腰數百間割れ、地所めり下り、低場之方、都て高く相成、めり下り候場所は、溜水湛、地高に相成候場所、用水路絶、別段用水引取方無之候得共、(善カ)畑成等にいたし候處無之、其外地所縦横に幾筋もひ、割、或は缺崩等相成、右之通に候間、成丈作に付出來候

様、手入いたし、實に手入方無之分、追々可申立旨、申渡置之分、

一田反別九反歩程、

法宣寺村、

是は、地所筋割、水保方等無之旨申立候に付、成丈手入いたし、實に手入不行届候は、畑作等仕付可申付旨、申渡候分、

一田反別六反歩程、

生川村、

是は、三月六日之大風雨、雪代にて、山崩、損地相成候處、同廿四日之大地震にて、右場所其餘田地共、一體地割に相成當時、反別難見口罷在候間、是又追て手入方、申渡置候分、

右は、去月、當月、先御届け申上置候、私御代官所、當分御預り所、越後國頸城郡村々之儀、去月廿四日夜四ツ時頃、同廿九日晝九ツ時頃、兩度之大地震にて、潰家、破損家、多分出來、即死并怪我人等有之候處、道橋損所、山崩、地割、泥水押出、田畑押埋、又は川中江山崩込、水堰留、田畑江押上げ、用水、溜井、堤押拔、苗代震立、泥冠りに相成、難用立旨、追々訴出候間、早速手附手代差出し、見分吟味爲仕、猶又私儀も、陣屋は直様、且村々上夫々取調候處、書面之通、潰家、大破損等出來、即死男女、怪我人、馬等有之、其餘家別及破損、怪我人之儀は次第有之、當時、専ら療養方精々申渡、且田畑押埋、地割、小湛等之場所、并苗代之儀は、精々手入可致旨申渡、全苗不用立分は、早速再蒔付爲致、田方植付差支不相成様、嚴敷申渡罷在候處、去る□□日御届申上置候通、私支配所、同國蒲原郡千原村、頸城郡顯聖寺村、外八ヶ村奇特之者共儀、難

澁者小屋掛料、死失、怪我人江、手當遣度旨申立、□□に差出候分、金子五百八拾兩之内、金二百三拾九兩貳分、夫々江相渡申候、尤不容易災害に付、右之急難當座之手當に而、此上家作等之救筋之儀、追々願出候間、猶取調、可相成丈御入用等不申上、取揃金子貳百四拾五兩貳分を以、渡方取計、其段追而御届可申上候得共、急難取扱候分、別紙を以、譯書相添、此段御届申上候、以上、

未四月

小笠原信助

〔藤川寛雜記〕

高田表御預り所村々より、書出候御届書、武藤氏へ之來狀、

覺、

- 一潰家壹軒、
- 一半潰拾壹軒、
- 一半潰鄉藏壹ヶ所、
- 一土藏不殘大破、
- 一山崩所々、

馬場村、

一口留番所皆潰、

一潰家六十三軒、

一死人、凡貳百四人、

一怪我人、數十人、

一田畑損毛、夥敷、

一山崩所々、長澤川堰留、凡半里程、湖水同様湛水に相成、

長澤村、

一潰家貳軒、

一鄉藏壹ヶ所潰、御米粳、無御別條、

稻塚新田、

一潰家三軒、

一半潰十七軒、

一苗代田土冠り、

關根村、

一潰家五軒、

一怪我人三人程、其外所々破損所有之、

上野田村、

一鄉藏所々損、

一半潰家貳軒、

不動新田、

一潰家七軒、

一山崩にて苗代田土冠り、

菰立村、

(筋力)
一半潰家貳軒、

一半潰家拾三四軒、

一山崩所々有之、

機成村、

一半潰七拾軒程、

一怪我人有之、未不相知、

高野村、

一大半潰家七軒、

一半潰家三軒、

一溜所之崩、

一苗代田土冠、

池松村、

一潰家拾軒、

長嶺村、

一潰家拾五軒、

一人馬怪我、死人等、追て可申上、

大鹿村、

一潰家、山崩多分、追て取調可申上、

一人馬怪我、死去、右同斷、

大鹿新田、

來關村、

上路村、

一潰家貳軒、

猪橋村、

一潰家貳軒、

一半潰四軒、

福田新田、

一潰家貳軒、

一酒土藏二ヶ所半潰、

今曾根村、

一破損所、追て可申上積り、

新保村、

一潰家拾軒、

一半潰拾軒程、其外所々泥吹出す、

田井村、

一潰家七軒、

一半潰四軒、

一同寺壹ヶ所、

一郷藏所々潰、

馬屋村、

一潰家八軒、

一半潰壹軒、

鹽曾根村、

一潰家三軒、山崩所々、

戸野村、

一山崩にて、泥二三丈程冠り、家數十五六軒、右に付、死人五

六十人程、

一御藏所、土冠りにて、相見不申候、

一御普請橋、所々破損、

大谷村、

一潰家一軒、

一土藏一ヶ所、

一納屋一ヶ所、

一 上口水下土手石垣、凡百三十間程崩、

福王寺村、

一 川除御普請所貳ヶ所、

一 百姓家貳軒潰、跡不殘半潰、苗代田不殘土冠、

大貝村、

一 百姓家、不殘半潰、

一 土藏類、何れも大破、

一 損地、多分出來、

辰尾新田、

一 苗代田土冠り、

卷淵村、

一 人馬怪我等無之、

大下村、

一 納屋小屋半潰、

小村、

一 郷藏所々押倒候得共、御米糶共無難、

一 人馬怪我等無之、

保屋村、
(元カ) 下之屋敷村、

一 潰家貳軒、

上之屋敷村、
(元カ)

一 跡不殘半潰、苗代田不殘土下に相成、

川上村、

一 御田地、凡三百間程損崩、

筒方村、

一 用水路悉く突崩、兩村差支之旨、人馬怪我等無之、

大野新田、

一 潰家五軒、

一 半潰貳軒、其外山崩壹ヶ所、

一 川缺け壹ヶ所、

一 橋々不殘落る、

兼候新田、
(俣カ)

一 百姓家一軒焼失、

一同七八軒潰家、追て取調可申上候、

桶海村、

一 潰家五軒、

上平丸村、

一 潰家三軒、何れも人馬怪我等無之、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

下平九村、

一潰家壹軒、

一苗代田泥冠り、

本新保村、

一潰家四軒、

一橋大損、

一御普請所壹ヶ所、

一山崩所々、

下濁川村、

一潰家三軒、

一御普請所大破、

一山崩所々、

一田畑所々破損、

一郷藏大破、右之外、追て可申上候、

長澤原村、

一潰家七軒、

一半潰五軒、

一山崩所々、

小局村、

一橋大破、

一家半潰貳軒、

一山崩所々、内、用水路大破所々、

一人馬怪我無之、追て可申上候、

横山村、

一土藏貳ヶ所皆潰、

一同四ヶ所半潰、

一潰家五軒、

一半潰十七軒、

新保古新田、

一潰家三軒、

一郷藏所壹ヶ所大破、御米無別條、

上中島村、

一半潰家、村中不殘、

中島新田、

一潰家壹軒、

一跡家數、不殘半潰、

一人馬怪我十五六人程、追て取調可申上候、

下米澤村、

一山崩貳ヶ所、
一潰家壹軒、跡不殘半潰、

上濁川村、

一潰家三軒、
(家脱カ)
一潰家貳拾九軒、

野尻村、

一潰家四軒、

上稻村、

一潰家五軒、

下稻村、

一潰家壹軒、

小稻村、

一潰家三軒、跡不殘半潰、

一高札(場脱カ)一ヶ所、

一田數ヶ所大割、

一苗代田、同斷、

一道橋數ヶ所破損、

一山崩、右同斷、

上國川村、

一山崩二ヶ所、
一潰家貳軒、

右之外、人馬怪我無之、

和屋村、

一皆潰貳軒、
一潰家貳拾軒、

高尾村、

一御普請、并自普請所共大破、其外道橋等、多分破損、
一貳拾貳軒程、大破損、

西條村、

一土藏、小屋等大破、

一苗代田土冠り、

一御普請所熊受橋、川中へたれ落、

一田畑貳尺、三尺に割々に相成、地底より青ねば吹出申候、

一道橋大破、

熊塚村、

一潰家貳軒、

一土藏、小屋等、不殘大破、

一苗代田土冠り、

乙

一掛樋、道橋、破損、

一御普請所野網掛樋大破、

一田畑土貳尺、三尺宛割、青ねば吹出申候、

上留川村、

一潰家四軒、

一半潰家貳拾軒程、

一字大師切れと申山、地割崩掛り候、今以崩れ止不申候、右

山掛出候得者、居村半數は、山下に可相成と奉存候、

山寺村、

一潰家三軒、跡不殘半潰、

一土藏不殘大破、

一苗代田不殘七分、(亡所カ)

熊川村、

一潰家壹軒、

一土藏大破、

一苗代田、右同斷、

熊川新田、

一潰家無之、

一土藏不殘大破、

一田畑山崩、

一苗代田、右同斷、

山越村、

一皆潰一軒、

一土藏不殘大破、

一苗代田、右同斷、

米増村、

一潰家四軒、

一大半潰貳軒、

一跡不殘半潰、

一苗代田、右同斷、

吉増村、

一御普請所不殘崩、

一百姓家不殘半潰、

小澤村、

一百姓家不殘半潰、

猿供(養寺カ)卷馬村、

一潰家三軒、

一山崩川缺、

一 用水路大破、

東會根村、

一 潰家貳軒、

一 土藏一ヶ所、半潰大破、

一 山崩田畑、多分有之、

關田村、

一 潰家壹軒、其外破損多、

一 苗代田より立泥冠、

上雲馬村、

一 中江用水野網、福田兩掛樋大破、

中江組、

一 潰家壹軒、

一 半潰貳軒、

三田新田、

一 潰家貳軒、

一 半潰三軒、

三田村、

一 百姓家半潰、

一 土藏不殘大破、

一 苗代田不殘土下、

森田村、

一 潰家壹軒、

一 跡不殘半潰、

一 馬壹疋死す、

一 苗代田、過半土冠、

高森村、

一 山崩所々、

一 道橋大破、

一 半潰三軒、

一 御田地、多分亡所、

森村、

〆七拾六ヶ村、外壹ヶ所中江組、

右、今廿六日迄届出候、以上、

未三月廿六日、

〔有所不爲齋雜錄〕

私在所越後國高田、去月廿四日亥刻頃より大地震にて、城内
住居向、門、櫓、〇見集録、櫓門并ニ作ル、圍塀破損、家中屋敷、城下町、領分
村々、潰家、破損夥敷、人馬怪我有之、〇潰家以下、見集録、潰家、北
死失、怪我人等夥敷ニ作ル

陸道往還筋、所々缺崩等御座候旨、在所○同書、在所役より申越候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月四日

榊原式部大輔

私在所越後國高田、去月廿四日亥刻頃より、大地震之儀は、去四日、御届申上候通御座候處、其後相止兼、晝夜共折々相震、同廿九日午刻頃、強震有之、猶又所々大破、米藏、寺社、町在共、潰家、破損相増候旨、在所より申越候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

四月七日

榊原式部大輔

榊原式部大輔御預り所役人より届、

榊原式部大輔御預り所、越後國頸城郡村々、當三月廿四日夜四ツ時頃より地震にて、潰家、死人、怪我人等不少、并用水掛樋等、大破いたし、山崩に而田畑損地夥敷、苗代土冠と相成候旨、届出申候、右之内、信州へ寄候村々甚敷、長澤村は凡潰家六十軒餘、死人二百人餘、怪我人數十人、大谷村は山崩にて泥水二三丈程も冠り、潰家十五六軒、死人五六十人程、郷藏一ヶ所、土冠にて不相見旨、届出申候、委細之儀は、見分吟味之上、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

榊原式部大輔御預所役人

未四月朔日

武藤門吾

御勘定所

榊原式部大輔御預所、越後國頸城郡村々、去月廿四日夜大地震にて、潰家、死人等有之候段、訴出候に付、其段先御届申上置候處、其後も日々震止不申候に付、役所外面に簀の假小屋にて御用辨罷在候處、又々去月廿九日晝頃、大地震いたし、村々潰家、死人等有之、并に苗代田土冠に相成候段訴出、并御廻米川下いたし、郷藏濱町藏へ入置候處、皆潰、御米亂俵に相成候旨、訴出候に付、早速役人差遣し申候、廿四日より廿九日迄、一滴も雨降不申候處、晦日明方より雨強く降、其後は折々大風吹候上、郷村へ冰雨等降候由、相聞申候、委細之儀は、追て可申上候得共、猶又右之段、先御届申上候、以上、

未四月七日

武藤門吾

御勘定所

榊原式部大輔御預所役人

〔藤川寛雜記〕

稻荷山叢塚碑、

弘化丁未地震、稻荷山驛横死人叢塚碑、

弘化丁未三月廿四日夜、信州地大震、水内、更級二郡尤甚、高井、埴科二郡次之、安曇、筑摩二郡又次之、六郡中大小廬舎、壞墮無算、其甚則有回祿助虐、闔鄉盡燼者、如我稻荷山驛、乃其一也、初岩倉山之崩也、壅犀川者二處、既而水大決、沿川村落、嚮幸不甚壞者、爲之漂沒又甚衆、其災之輕重、各處不同、而生靈之壓死焚溺、橫罹其災者、通六郡計之、蓋若干萬人矣、嗚呼亦慘哉、雖然其土之人、則其父子兄弟之幸而脫者、率皆求遺骸於泥砂燼燬之際、頽宇壞壁之下、得收而葬焉、猶可言也、若夫千里羈旅、離家遼遠、客死他土、暴露無主者、豈不亦尤可憫乎、我上田封內被災者五處、曰稻荷山、曰中氷鉋、曰岡田、曰戸部、曰今里、皆屬更級郡、而稻荷山則經麻績、行善光寺街者、所必繇之驛道、適值善光寺如來啓龜之期、而香火之徒、麤至雲集、填塞逆旅、故死者比他四邑最衆、而羈旅居其七八、於是乎官命役夫、苟係夫客死無主之屍者、就驛西温泉崎墓地之側、爲大坎以瘞之、其爲死、大抵殘毀不完、不能詳記其數也、嗚呼甲骨乙骸、哀爲一坎、實可傷也、然而葬也者藏也、藏也者欲人之弗得見也、而古昔先王有掩骼埋胔之典、其所以處之者、顧亦不過如此、則死者固當感恩於地下也、况建石以表之、使夫亡者之父兄子弟、欲招魂於茲土者、得識其所、則生者之意、庶幾亦可以少安矣、然則此舉也、亦可謂仁政之一事矣哉、

弘化四年歲次丁未秋七月、本藩儒臣加藤勤奉命撰、
〔有所不爲齋雜錄〕

急刻付を以申上候、當廿四日夜、前代未聞之大地震有之、引續て鳴動日夜に不相止、然る處^(屋)矢代宿より善光寺迄、一圓震潰し、其上宿在とも火災に相成、丹波島驛、犀川上水内と申處にて山押出し流を留、川瀬一圓に、廿五日明方より干方に相成、川上積水におよび、誠以大變之始末難申盡、其上亡失之人多、往來は不及申、一向御繼立難相成候間、急刻付を以御達申上候、追て往來相開候節は、又々可申上候、早々以上、

上戸倉宿

問屋

三月廿七日辰上刻

五郎兵衛

坂本宿より

板橋宿迄

宿々問屋中

御年寄中

地震變之事、

信州善光寺開帳に付、諸國より參詣之人、夥敷群集、誠賑敷事に御座候、然る處當三月廿四日夜亥上刻頃より大地震にて、人家を動倒し、其上諸方を出火初り、急火之事故、旅

人等は仰天、途方を失、逃狂ひ押打れ、或は燒爛、男女泣聲哀に聞へ候、乍去御本堂、護摩堂、大觀音(進カ)は無難にて、其外は一圓燒失、漸廿六日朝五時火鎮り、勿論燒死人は夥敷、夫より松代侯御城内にては櫓を震潰し、石垣等も所々損候由、江戸表へも御注進御座候、且稻荷山町、右に付不殘燒失いたし候、犀川添之山、川中へ崩込、大川を留切、干水に相成候に付、丹波川渡舟(島カ)に不及、歩行にて通路相成、右崩所より押切候はゞ、流溺之儀難計、猶其上何方へ切込候哉、睨と相知不申、殊之外溜水に付、村々人家を立去り、山野に迷ひ、野宿に罷在候由、

右者、京屋彌兵衛持上州高崎出店より、申來候文通之寫、
信州大地震出火、

當月廿四日夜亥上刻頃より地震相始り、信州上田町方、表通潰家無之、乍併家はるがみ出來、夫より岩鼻と申所、岩石往來へ轉落、脇道へ廻り候鼠宿、十五軒潰れ、中之條三軒潰、別所温泉留り、湯無之、榭宿、戸倉宿、潰家多分有之、矢代三十軒潰、右地さけ、はゞ壹尺、深さ餘程、泥砂吹出し候、(篠ノ野)井、追分(脱字アラン)も、丹波島不殘家潰、稻荷山不殘燒失仕、死人凡三萬五百人餘、丹波島四百人死人有之、松代紺屋町、馬喰町、木屋町通、家半分潰、其外死人百四十人、所々近村家潰、死人數不

知候由、丹波島川水一向無之、右川上山中にて、山兩方より押出し、川水せき留、俄に湖水出來、山中廿七八ヶ村、不殘水入、死人數不知、松代御領分、凡三萬石之場所、一面水に相成、水落口無之候、右川筋から川に相成候間、何時出水も難計、夫々御手當、山林へ逃げ、上田より中野邊、善光寺一圓、松代邊、居宅に住居不相成、不殘山林田畑に野宿いたし、善光寺山鳴地震、廿七日迄致居候由、

右者、島屋佐右衛門持上州出店より、以飛脚申來候文通之寫、

去月廿四日、泊りに止宿仕候處、戌之中刻大地震有之、名立有馬川之間、四海波村と申所、田一枚、往來へ押出し、所々橋、石垣等崩し、大田切、小田切は大地響きわれ大損じ、右に付、關山宿より人馬繼立不申、野尻宿、(柏カ)板原宿、古間宿、人家不殘潰れ、人馬大損、牟禮宿同斷、内二十軒許出火、其外村々之内に、吉村人家相潰れ、山之上に堤三ヶ所許り有之、田崩れ押出し、右之村、土下に相成申候、荒町宿より三輪宿迄、人家不殘相潰れ申候、善光寺大地震、人家相潰、其上出火、人馬損じ夥敷、犀川之上山押出し、依之丹波島、川水少も無之、且又小市廻りにて相通候處、稻荷山宿、不殘人家燒失、千曲川八幡にて相渡候、下戸倉宿に止宿仕候、西之方山々度々鳴申

候、是邊は皆火を打消、野宿仕候、櫛の横引は、山より石崩れ、下道を漸く通申候、上田宿岩鼻と申處、岩崩申候、荒増右之通にて、人馬繼立相成不申、廿八日、輕井澤に止宿仕候處、少々地震度々有之、上州地は、常體に御座候、

右四月朔日、加州飛脚言上、

山形又兵衛

島 領 助殿

吉田兵左衛門殿

追て、右之段即日にも可申上筈之儀、何分にも大變にて萬事行届兼、手後れに相成候、此段御高免可被下候、追て取調可申上候、以上、

三月廿四日之夜五ツ七分時大地震、拙子も假寢仕居候處、不覺庭へ飛出し、餘りの震動故、最初は地震とも不存、銘々あきれ候のみに御座候、追々震ひも小さく相成候處、天色蒼蒼、星燦然として、外に何も替る氣色も無之候、追々五里、三里程も隔り、處々出火有之、一見中、八九ヶ所も出火相見申候、天明迄に數々震動、廿五日朝、漸震も遠く相成申候、追々承り候處、安曇郡、更級郡、埴科郡、水内郡、高井郡は、大方大震動、就中、水内郡、更級郡、安曇之三郡、大震動之事に候、善光寺は本堂、山門、鐘樓之類、いがみ候而已にて潰れも不仕、

其餘は堂、塔、房、舎、不殘潰れ、其上焼失、開帳中故、宿屋旅人も數多泊り居候處、大方焼死、又は半死半生にて逃出し、市中住居之者、三分一は潰死、焼死致し、凡死人四五千も有之、近村は火事無之候得共、動搖に膽をつぶし、誰一人火を防ぎ候者も無之、廿六日之朝に漸燒盡し、黒煙も絶候事、其外飯山御城下も不殘潰れ、且出火にて、人も餘程焼死候由、拙子回縁之者も、五人焼死仕候、稻荷山宿は同斷焼死人多く候由、善光寺大門通死骸者、不殘黒燒に相成、誰彼と申見分けるも無之、追々處々より骨を拾ひに參り候者も、何人の骨と不分ものを持參り候由、手負人、疵人、往來に充滿し、焼死之人と一併にて、誠に目もあてられぬ事に御座候、飯山御領内、處々山ぬけ有之、村落とも土に埋み、人も家も不相見所も御座候由、田方用水、遠方より引候堰も、不殘崩れ、仕付方之心當も無之、生残りたる人も、纔に小屋を作り、生たるを幸といたし候許りに御座候、右御領内は、田方専らの處に候故、百姓家精附馬、家々畜置候處、人も命ばかり逃出し候事故、馬杯之世話處に無之、芋川と申村方杯は、一村にて馬八十疋死失候、此節、狼晝夜を不分馬を喰ひ、又は主なき死人を喰ひ、群集いたし居候、扱又丹波島川上犀川、右之地震にて山崩有之、廿町程之處、堤に相成、水一滴も不下、廿四日夜

より今四月十一日迄、大河をせき留、水上へ拾里程も逆水をし上し、松代御領内、凡壹萬五千石餘、水中に相成、拾八ヶ村許水冠り、其水死人夥敷候由、右湛候堤際へ、右之人家小屋抔流れ寄、如山如林、追々敷を添候、堤に相成候處、大岩小石共、土と交じり堅まり候由にて、容易に水突出し不申趣に候得共、此上如何可參や、丹波島渡より壹里川上水わきにて、松代様より大土手を築き、御防ぎの手當最中に御座候、右湛へ候堤をこし、水流れ出候はゞ、天下無雙之大瀧にも可相成、若一時に押出し候はゞ、信濃半國は湖水に相成可申、此上如何變遷も難計、一同恐怖いたし居候、併拙宅、并栗原近邊は、一切大破損も無之、酒藏之酒も覆し不申、此段御安心可被下候、尤拙宅拾町程北之村には、潰家廿九軒も御座候、先拙方抔は天の助と喜居候、誠に前代未聞之大變、中々筆紙難盡、先近所見聞之荒増のみ申上候、越後高田邊も、餘程之事と承候得共、委曲は相分り不申候、以上、

四月十一日夜認

高津久右衛門

横山湖山先生

床下

右十一日認之書、同十八日に相達、

高津氏は、信州小布施之人、須坂より壹里程下之よし、

一私儀、當勢州太々御神樂御用附添登り被仰付、尤於勢州青森町年寄佐藤準助組合之上、諸事御用相勤候様と被仰付、私儀者、下人友吉と申者壹人召連、準助儀は、儀三郎と申者壹人召連、上下四人、去月五日、御國元出立仕罷登り候處、秋田着にて、青森町善兵衛、同町伊作、浪岡組中野村卯之助、右三人之者共、京都本山へ罷登り候に付、道連に相成、都合七人、秋田、庄内、越後、信州木曾通り、罷登り候に付、去る廿四日、信州善光寺驛御本陣藤屋平五郎方へ止宿仕候、然處、則夜四ッ時頃、山津波大地震之儀可有御座候哉、逃出候間もなく、家潰相成、壹人も助命之儀は、逆も無覺束觀念仕、難澁何共可申上様無御座候處、屋根方少々透合相見得候に付、漸々押破、素肌にて拔出、準助并同行之者共、仕候處、私家來右三人、衣類着拔之儘にて、卯之助と申者は、素肌にて破り上り候に付、私儀は伊作より襦袢壹枚借受、卯之助儀は儀三郎より襦袢壹枚借受候得共、準助并善兵衛と申者、相見へ不申、詮議仕候處、屋根下にて聲音相聞得候に付、直様屋根押破り、右兩人共漸に穿出し引上候得共、是又素肌にて引上、衣類引上可申と取懸り候處、風呂敷包にて、私一重、半てん壹枚、綿入同壹枚、三尺壹筋、股引壹足、家來友吉脇差壹腰、取上げ、彼是仕候内、

四方より出火に相成、隣家より燃移り、危急に相成候に付、逆も荷物、并衣類、大小廻り、取上候儀は難相成、準助儀は家來儀三郎、并善兵衛、伊助、四人連にて、眞先に往來へ驅付、私儀も引續、家來友吉、并卯之助、三人連にて往來へ驅付候得共、準助儀は左之方へ參り候哉、私共儀は右之方へ參り、本山境内にて夜明し仕、晝過より、準助色々詮議仕候得共、行合不申、何れに落着仕候哉、行衛相知れ不申候得ば、善兵衛、儀三郎、伊作、三人にて、持金三四十兩位可有御座と奉存候、猶又準助儀は、京、大坂表に知合之商人共も有之、渡内爲替金も御座候旨、兼而咄合も御座候に付、着類、大小廻り迄、如何手配仕候哉、何方にても夜明し候處にて木曾通り罷登り候、大坂表へ罷登り候哉、若哉追追御當地へ罷下り候哉、何れ助命仕候儀は、疑無御座候様奉存候、尤私荷物之儀は、三日市太夫次郎方へ、郡奉行中并町奉行中は御用筈に、御神樂領之内金三拾兩、手分之分、往返路用口銀拾五兩、所々より注文金八兩貳分、都合五拾三兩餘入置候に付、全皆無燒失と申儀にも無御座様奉存候、殊に御申譯も無御座奉恐入候に付、晝過に相成候處、宿平五郎方鎮火にも相成候に付、一通り詮議仕候得共、中々相分不申、尤同驛之儀は、日本一之大驛にて、本家

三千軒餘も可有御座哉、初變大地震にて、驛中一拍子に家潰に付、四方八方より出火と相成、尙又善光寺如來開帳に付、諸國男女群集にて、私共宿御本陣へ、旅人四百人位止宿之内、私共七人、越後柴田(新發)之者壹人、其外男女八九人位、助命に相成、宿平五郎家内、三拾人位も可有御座内、奉公人貳人、拾四五歳に相成候小供壹人、助命に相成、餘は不殘燒死に相成申候、

一旅籠屋之内、壹番にて藤屋平左衛門、旅人六百人位之内、三拾人位ならで助命之者無御座由、其外數十軒、二三百人位、大小に寄五拾人位より、止宿之者不少、猶又宿坊數拾軒にて、壹軒へ貳三百人位止宿之由、既に旅人許も八九千人之内、拾ヶ一も助命に相成可申哉、其外驛内之者共、半分通りも助命可仕候哉、何れ貳萬人位、燒死、潰死に相成可申旨相聞申候、猶又燒失之儀は、宮様、并御本坊、仁王門迄不殘、驛中不殘、燒殘候儀は、御堂、并山門許御座候、地の割目、三尺位より、所により五六寸位御座候、其外在方所々出火相見へ申候、誠に前代未聞之大變之仕合に付、野宿仕候儀は兎も角、食料に差支、丹波島に罷越候、是又六分通り潰家に相成、晝夜之差別無御座地震に御座候得ば、何れも外住居に御座候、殊に同所渡場(原)、さい川水上澤へ山

弘化四年

崩れに相成、流水無御座候處より、萬一破れ候儀も難計候旨にて、公儀御番所にて、往來差留被仰付候て、無據夫より一里餘下へ引去り、豆崎と申處より川越仕候て、關崎と申處、又川越之上、松代御領へ罷越、夫より松代御城下へ罷越候處、同所にて、御城并兩町端貳百軒位相殘不申、其外市中不殘家潰れに相成、出火は無御座候付、潰死男女四百人位御座候哉、同所町端に懸合、漸々止宿仕候得共、外住居に御座候、翌廿六日に、同所より地藏峠通り、夫より中仙道罷越、板橋宿に相廻り罷下り、昨晚本所相生町伊勢屋四郎兵衛方相尋、同人世話を以、同町福田屋長左衛門方へ落着仕候、尤前書申上候通り焼失に付、持合路金も無御座候得共、道連に相成中野村卯之助、路金相尋候處、八兩餘所持之儀申出候付、御當地着に相成候へば、返濟可申、尙又廿五日より、同人旅籠、并逗留中は、私持内に約定之上、三人罷下り申候、尤信州之内、何れの宿にても止宿之上、飛脚を以可申上候得共、左候ては此上御取扱に相成候儀も奉恐入候に付、罷下り申候、格別之御沙汰を以、此上永々逗留不仕候様、何れ共早速御沙汰被仰付度、此段奉願候、以上、

作事吟味役格

四四

四月朔日

郡所物書

乳井彌吉

此準助なる者は、松代之方へ逃行、出役を相頼、焼たる金子百五拾兩餘を掘出し、江戸へ來れり、石居追記、

町奉行所へ、町方より書上之寫、

牛込榎町家主藤助悴

藤次郎

一右者儀、同所榎町米吉悴平藏を供に召連、信州善光寺へ參詣致し、先月廿四日、同所旅籠屋錦屋仁左衛門方に止宿致し候處、開帳に付、殊之外群集にて、相宿之者凡三百五六拾人程有之、藤次郎儀は、表二階十疊之座敷へ相客共拾八人、一所に打臥り候處、同夜四ツ時頃と覺、俄に身體動候儀も不相成様にて目覺候處、相客之者共苦み呼び候聲致し候内、家押潰れ候と覺候間、打毀し、屋根へ這出、平藏を頻りに呼候得共、答無之、追々七八人程、右場所へ這出候内、出火いたし、地震も相止不申危候間、右之者共一同、善光寺境内へ出候處、仁王門倒れ、同所より本堂迄四町程之間、幅三間餘之敷石、并石燈籠數拾本震崩、地上掘返し候様相成、兩側五拾七軒坊、不殘倒れ、所々より致出火、本堂今にも倒可申體にて、一人も居合不申、同所後ろ之方に、

僧俗男女凡百五六拾人程、無難にて逃退罷在、漸夜明け候内、參詣人并土地之者、過半死亡、纔一命助り候者、多分は怪我いたし、騒動不成大方、翌廿五日晝、追分の方へ立去り、丹波島へ参り候處、渡船場上方、山々崩落、丹波川塞候由、渡船場平地同様に、歩行渡に相成、夫より同月晦日、江戸表へ立歸申候、

一善光寺町拾八町程之内、旅籠屋有之場所八町は、不殘崩倒、其餘破損、又は奇難之場所も有之候得共、所々より出火にて、不殘燒失仕候、

一本堂并山門、別當住居許、無難に有之候、

一松代、大手押潰れ、上田、城下其外所々地口明き、泥沙を吹立、多分之破損、尤此邊は出火無之、凡七里四方之間、大地震にて、廿四日夜より廿五日夜迄にて、漸相止申候、

右之通御座候、以上、

弘化四丁未年三月晦日認、信州小諸慈雲房より、牧野遠

江守様御家中加藤六郎兵衛へ到着之書狀、○封紙ノ圖略ス、

幸便故呈寸楮候、時下不同氣候御座候處、愈御揃御堅勝之由、奉遠賀候、然者拙事、久々遠足罷在候處、去る廿四日午後、善光寺發足、松代恩田頼母方へ立寄候半と存、七ツ時前、松代へ到着、直様恩田へ人を遣し、様子相尋候處、明廿五日、

御滯留に候得ば、拜顔仕度旨、彼方より用人を使者に遣候節は、はや夜四ツ時前に御座候、其者歸り候て、按摩を招、治療爲致候處、如雷霆一聲、急にみしりと致候哉否、忽天井落、柱折、近邊及拙宿し候家ども、ぐはりぐはりと震倒候間、始の内は何やらんと存候處、ますく震出候間、稀代之大地震と心付候ばかり御座候、幸に拙僧が居候座敷上段と、次の間と二間、ともに倒れ不申、上下五人共、少の疵をも不受、一物をも不損失候間、荷物駕籠等、不殘取出し、拙も庭の方へ立退候、其跡にて、右之座敷も相倒申候、いまだ神佛の見はなしたまはぬにやと、そごろにありがたく、涙ばかり落候、扱漸々にして按摩其外のものども一兩輩、下僕に申付、外の方へ出しやり候て、又やどの下女壓れ居候を壹人救ひ出し、外に一人有之候得共、頭をくだかれ死し候、則庭上より四方の有様を見候處、松代城中は申に不及、立て有之候家は、纔數ふる許に御座候、それもやくにはたち不申候、壓れ候許、生て居候分は、あとより掘出し、追々相助り候間、全の死人は、二三十人許に御座候、夫より善光寺のかたを見わたし候處、一圓に火焰に相成居候間、無心元、召連候下僕三人とも、様子を乍爲聞、追々差遣し候處、三日相成候得ども、壹人も歸り不申、進退當惑致居候間、恩田へ人足を頼で、近邊迄押出し度候得

ども、何分此節は手負人多にて、人足拂底、それに犀川の水上に水内橋と申名所有之候、拙も此七八日以前に一覽に参り候、其邊は不殘岩山にて、甚好風景の地に御座候、其岩山、所々崩れ落て、水をせきとめ、今晦日迄、彼大河へ水一滴も流出不申候、誠に稀代之大變に御座候、夫故、川中島七萬石許のもの共、老幼男女、不殘家をすて、松代近所の山々へ逃登り、夜は拍子木を叩、松明をともし、數萬人とも相知不申、高き處へは、一面竹柱を建、假やを營居候、甲越交戰のをりととも、かくはあらじと覺候、扱恩田へ人夫を相頼候とて、讀つかはし候長うた、短うた、

丁未三月廿六日、信州松代にてよめる長うた、短うた、

法門悟乘

さくらばな、ちりゆくやよひ、はつかあまり、四の日は、^(の)まだふかき、それをたのみて、しなぬなる、善光寺^(町)てうを、かしまだち、あづまのひゑに、かへらむと、先たらちねの、墓に詣て、なみだばかりを、手向草、したしき^(え)かぎり、犀川や、ながれゆくゑを、ちぎりあへず、舟人あらく、のゝこれば、をしきたもとを、わかちつゝ、ときわかへせぬ、松代に、よしなからざる、人あれば、えゆきとはんと、そのわたり、やどりもとめて、鳥羽玉の、夜のふ

すまを、引かつぎ、ふするの時の、ときやおそき、家みなくだけ、柱をれ、いとけなきこの、さけぶこゑ、老たる人の、よばふ聲、うごめくこゑは、家のそこ、むな木の下に、かうべわれ、はらわたさけて、かすしらず、枕をならべ、しせるあり、あるは瓦の、とびちりて、ゆきゝの人の、きづをいたみ、つねにはたけき、ますら男も、よろほひまごひ、かにかくに、せんすべしらず、おのゝきて、つゆのいのちを、をしむあり、おのれもさすが、おぞければ、心をとめて、人々の、なげくをいさめ、まごへるを、たすけてみちを、もとめで、露けき草に、まごゑして、北の^(お)山邊を、見てあれば、ほのぼのいろの、くれないに、あかねさす日の、西におち、やうやくのもせを、てらすとて、片時たえず、ふる地震は、かぢのをれたる、おほぶねの、あらしなみぢを、ゆくがにと、^(とカ)さればうばらの、こゑならず、短きよひも、あかしかね、^{善光寺古名}長野のさとや、やすらけき、吾ありさまを、つげてまた、かここのさまを、とはせんと、男らみたり、くらきよに、あかきほのほを、心あてに、えゆきしばかり、犀川の、みなかみ山の、やまさけて、水をたえたる、そがなかに、おほぢもさけて、うたがたの、^(わ)あはに泥をし、はきいで、野中のこみづ、あふれ

いで、かよふたよりも、あしはらや、かゝるためしは、あ
 るぞとも、きかぬたよりの、いかゞせん、身はをしまね
中井梅成ノ子、當年九歳、(をカ)
 ぞ、いとけなき、人のうなるぞ、ともなひし、旅の行手
 の、するゑいかに、ならんとすらん、このこぞや、わらのむ
(ハ)
 しろを、軒にかへ、いほりにかいて、雨をしのぎ、風をい
(ウ)
 といて、ひる二日、三日になりて、けふといへど、おとづ
 れたえて、地震やまず、いくちたびかは、天地の、かわり
(ハ)
 やすらんと、おほめかれ、心も空に、とぶ鳥も、はねをや
(ほ脱カ)
 すめて、地にいこひ、こすゑをつたふ、猿だに、いはにふ
 して、なげくとか、又そがうへに、大水の、いづるといひ
 て、をかにのぼり、山にのがるゝ人ありと、聞ことく
 に、さだめなき、うきよのさまを、たれもしらな舞、

かへし

さだめなき、世のならひとは、知りながら、

のがるゝ道を、もどめもぞする、

よのなかは、かゝるさまなり、われも見よと、

久しき神の、(御脱カ)じわざなるらめ、

右のうたにて、漸人夫を出し候趣にて、二三里も有之候村方
 へ申付吳候間、廿八日朝、松代を發足、地藏峠を越て、小諸に
 到着、小山佐傳次方に無恙滞留罷在候間、此段乍憚御安意可

被下候、御全家ごなたへもよろしく被仰上可被下候、左候得
 者、少も靜に相成候はゞ、そろく參府とあらく心組罷在
 候得共、小諸とても、いまに地震もやまず、種々の事のみ有
 之候、將又昨廿九日夜、善光寺へ參り候飛脚立歸り申聞候
 は、善光寺の大變は、中々言語に絶し候趣、乍併本堂、山門、
 經藏、大勸進等は相殘候、其外は平一面に震倒候上、出火有
 之、大門町などは、旅人の死亡何千人と申かぎりも不相知由、
 村々いかなる大家の主人たるものにて、死を逃居候は稀
 なるよし、其餘は申迄も無御座候、其死人を喰ひに、狼の出
 候と申事、やゝもすれば白晝も出候との事に御座候、其上、
 飯山城中城下は、善光寺同様、稻荷山、新町等は、地震に水
 難、火災、何とも申様も無之次第、大概信州一圓之大變に御
 座候、實は今般の災厄は、いかなる神のいかりにや、言語の
(に脱カ)
 述べきにあらず、筆紙の盡すべきあらず、其中にていかなる
 善神の加護により候やらん、拙が俗縁は、下女、下男、小兒に
 至る迄、壹人も死傷のもの無之、皆々安穩にて、家財等も多
 分取出し候事に御座候、拙も北國行脚、彼是延引相成、かゝ
 るをり迄居合、前代未聞の事どもに出逢ひ、不思議に助り、
 有爲轉變の有様を目撃し、後來修行のたねに相成候事、神佛
 の、おのれをこらしたまふわざにやと、そごろにありがたく

覺候、此節難に逢候人々を見候に、皆々庭上に竹を建て柱とし、藁をふきて屋根とし、鹽をなめ、握飯を食し、心無爲に住し、無人我唯地震洪水をおそれ候のみ、國初のすがた、かくやらんと存候、拙も其中に廿四日より廿八日迄同居仕候て、つくづく世上のありさまを觀じ候なり、返すもあわれなる事どもに御座候、早々頓首、

三月卅日認、於信州小諸、

書判

加藤六郎兵衛様

尙々、未曾有の事ども、今に地震やます、夜が明候得ば、先昨夜も生延候とて、各々相賀候事に御座候なり、

〔弘化録〕

四年四月廿三日、

本多豊後守○飯山城主

領分地震に付、居城向、其外及大破、可爲難儀と被思召候、依之金三千兩、拜借被仰付之、

右、於波之間、老中列座、山城守申渡之、

廿八日、

真田信濃守○松代城主

名代

植村出羽守

領分地震に付、城内住居向、其外及大破、家中、町、在共、悉破損、其上領内出水等に付、拜借之儀被相願、達 御聽、可爲難儀と被思召候、依之金一萬兩、拜借被仰付之、

堀 長門守○須坂邑主

名代

伊丹三郎左衛門

同斷に付、陣屋住居向、其外及破損、并領内亡所等不少候に付、拜借之儀被相願、達 御聽、可爲難儀と被思召候、依之金千五百兩、拜借被仰付之、

右、於波之間、老中列座、同人申渡之、

六月十四日、

松平伊賀守○上田城主

領分地震に付、城内住居向、并領内破損所多、拜借之儀相願候趣、達 御聽、可爲難儀と被思召候、依之金二千兩、拜借被仰付之、返納之儀者、御勘定奉行へ可被談候、

右、於芙蓉間、老中列座、下野守申渡之、

九月六日、

榊原式部大輔○高田城主

名代

堀田右京亮

領分地震に而、居城住居向、其外家中、町、在共、破損候に付、拜借之儀被相願候趣、達 御聽、可爲難儀被思召候、依之金貳千兩、拜借被仰付之、

右、於波之間、老中列座、山城守申渡之、
十二月二十八日、

眞田信濃守

當春信濃國地震之節、領分御預所手當等行届、一段之事に候、此段、家來へも申聞候様、可被致候、

右、於波之間、老中列座、山城守申渡之、

〔武江年表〕

弘化四年三月廿四日、信州大地震、人多く死す、江戸も此夜、少しの地震あり、

今年三月八日より、川中島善光寺如來の開帳ありて、諸國より參詣群集する事、稻麻のごとし、然るに淺間山煙、常よりも減たるを怪しみ居たるに、三月廿四日、晝夜快晴にてありしが、夜四ツ時頃、俄に大地震ひ出し、立地に家屋を覆し、壓れて即死する者、幾千人と云ふ事をしらす、善光寺近邊の旅店は、參詣の輩泊り合して、この禍に逢ふもの有、ともに數へがたし、無程此の倒れたる家より火燃出で、大火と成る、善光寺の本堂は、傾きたる儘残り、其餘は悉く灰燼となんぬ、この時、山中(内)にのがれて、利益を蒙り、一命を全ふせしもの數多ありしが、雷鳴の如き響ありて、尙ゆり出し、夜明に及ぶ迄八十餘度、四月、五月にいたりても、猶止事なし、大地はさけて泥砂湧出し、其間へ人家墮入、丹波島より二里川上、虚空藏山廿町程崩れ、犀川へ落入、洪水溢れ、丹波

島川水押出し、左右湖のごとし、焼死の人馬、幾といふ事を知らず、或筆記に三萬人とあるは、大凡の積りにて、證としがたし、水内郡は、殊に甚しかりしとなん、其他山崩れ、水溢れ、一村を流す、たましく生殘るものも片輪となり、米穀盡て飢に迫り、道路に悲泣す、この間、地震は止時なく、用水は泥水となり、雨遠にして渴に苦り、程なく官府より小屋を建られて、この窮人を育し、食物を給はりけるとぞ、殊に近年の大厄にして、聞く毎に戰慄す、開帳の前、門前へ大なる高札を建しに、一夜にしていづちか失ひ、行方を知らず、再建るに、又行方なし、三度にいたりて、晝夜尙番人を付たり、是の凶變を知らしめ給ふごとしならんと、跡にていへりとぞ、

大日本地震史料 卷之十二 終